積丹町地域防災計画

資料編

平成 29 年 3 月

積丹町防災会議

もくじ

1. 防災組織	載に関すること	1
資料 1-1	積丹町防災会議条例	1
資料 1-2	積丹町災害対策本部条例	3
資料 1-3	北海道災害対策現地合同本部設置要綱	4
資料 1-4	積丹町災害対策本部の標示板、腕章	6
2. 気象業務	務に関すること	7
資料 2-1	警報・注意報発表基準一覧表(積丹町)	7
3.災害区均	或に関すること	8
資料 3-1	災害危険区域	8
資料 3-2	土砂災害警戒区域等の指定状況	12
4. 避難に関	関すること	. 14
資料 4-1	避難勧告等の発令基準	14
資料 4-2	避難場所一覧	15
資料 4-3	避難所一覧	16
資料 4-4	ヘリコプター着陸可能地一覧	18
資料 4-5	水防倉庫及び水防用備蓄資機材等	19
5. 応急対策	策等の実施にあたっての要綱等	. 20
資料 5-1	災害情報等報告取扱要領	20
資料 5-2	自衛隊の派遣要請の要求	30
資料 5-3	北後志消防組合消防計画	31
資料 5-4	北海道雪害対策実施要綱	44
資料 5-5	北海道融雪災害対策実施要綱	50
資料 5-6	被災宅地危険度判定実施要綱	53
資料 5-7	北海道被災宅地危険度判定連絡協議会における危険度判定の相互支援に	
	関する申し合わせ	58
資料 5-8	北海道災害義援金募集委員会会則	59
資料 5-9	災害義援金募集事業要綱骨子	60
資料 5-10	北海道災害義援金配分委員会会則	61
資料 5-11	災害義援金配分事業要綱骨子	62
資料 5-12	事業別国庫負担等一覧	63

資料 5-13	罹災証明書書式	65
資料 5-14	救助法の適用基準・救助の種類	56
資料 5-15	北海道震災建築物応急危険度判定要綱	58
c 51545	÷/	
6. 各種協力	定に関すること 7	1
資料 6-1	香美市・積丹町災害時相互応援協定書	73
資料 6-2	香国道 229 号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定	75
資料 6-3	原子力災害時における広域避難等に関する覚書	76
資料 6-4	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	77
資料 6-5	北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ	80
資料 6-6	災害時における被災車両等の移動に関する協力協定	82
資料 6-7	災害等の発生時における積丹町と北海道エルピーガス災害対策協議会の	
	応急・復旧活動の支援に関する協定	83
資料 6-8	災害時協力協定	85
資料 6-9	大規模災害時等の連携に関する協定	87
資料 6-10) 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	89
資料 6-11	災害時における飲料水の提供に関する協定	91
資料 6-12	火害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	92
資料 6-13	3 災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書	93
資料 6-14	- 防災情報の共有に係る協定書	95
資料 6-15	び害発生時における積丹町内郵便局と積丹町の協定に関する協定	99
資料 6-16	5 北海道広域消防相互応援協定10	01

1. 防災組織に関すること

資料 1-1 積丹町防災会議条例

積丹町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 1 日 条例第 16 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、積丹町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 積丹町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 町長の諮問に応じて積丹町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
 - (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画を調査審議すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 自衛隊に所属する自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 積丹町教育委員会教育長
 - (7) 北後志消防組合積丹支署長及び積丹消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、21人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。
- 9 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 10 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

11 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。 附 則(昭和38年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成元年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。附 則(平成15年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成23年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成24年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

積丹町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 1 日 条例第 17 号

改正 平成24年8月28日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に 基づき、積丹町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとす る。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総理し、所属の職員を指揮 監督する。
- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員(以下「本部員」という。) その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務 に従事する。

(部)

- 第3条 本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。
- 3 部にそれぞれ部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。
- 4 部長は、部の事務を整理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者を もって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、本部長の定めるところにより、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定は、現地災害対策本部について準用する。

(本部長への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-3 北海道災害対策現地合同本部設置要綱

災害対策現地合同本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策現地合同本部 (以下「現地合同本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において 災害対策を連携して行うことが必要なときに設置するものとする。
- 2 現地合同本部が設置された場合は、知事は、防災関係機関の長に対し、本部員の派遣を要請するものとする。
- 3 派遣要請を受けた防災機関の長は、当該機関の役員及び職員のうちから本部員を指名し現地合 同本部に常駐させるものとする。
- 4 災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部(以下、地方現地合同本部という。)を設置することができるものとする。
- 5 現地合同本部及び地方現地合同本部(以下、現地本部等という。)には、必要に応じて班を置くことができるものとする。

(任務)

- 第3条 現地合同本部等は、次に掲げる事項を相互に協議し、処理するものとする。
 - (1) 災害に関する情報収集に関すること。
 - (2) 災害対策の連絡、調整及び実施に関すること。
 - (3) 被災者の救助・救出方法に係る検討、調整及び実施に関すること。
 - (4) 被災者の応急措置及び被災者家族等のケアの調整に関すること。
 - (5) 災害に関する広報及び関係者に対する状況説明の調整に関すること。
 - (6) その他必要な事項について調整を図ること。

(現地合同本部の組織)

- 第4条 現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。
- 2 現地合同本部の本部長は、北海道の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。
- 3 副本部長及び班長は、本部長が北海道防災会議構成機関と速やかに調整の上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。
- 4 本部員は、知事が北海道の職員のうちから指名したもの及び防災関係機関の長が当該機関の役 員及び職員のうちから指名したものをもって充てる。

(地方現地合同木部の組織)

- 第5条 地方現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部長をもって組織する。
- 2 地方現地合同本部の本部長は、災害発生地域を所管する総合振興局の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。

- 3 副本部長及び班長は、本部長が総合振興局地域災害対策連絡協議会構成機開と速やかに調整の 上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。
- 4 本部員は、当該地域の総合振興局長(地方部局長)が指名した職員及び防災関係磯関の長が指名した当該地域を所管する出先機関等の役員及び職員をもって充てる。

(情報伝達系統等)

築6条 現地合同本部等の設置に関する情報伝達系統及び現地合同本部等の業務分担は、別紙のと おりとする。

(非常災害現地対策本部との連携)

第7条 国の非常災害現地対策本部が設置された際は、これと連携し、一体的に活動するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、現地合同本部の運営等に関し必要な事項は別に定める。

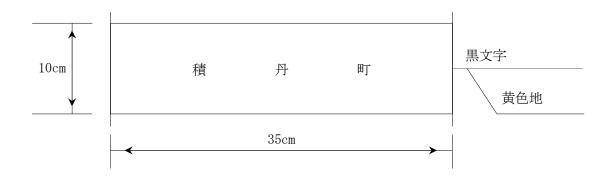
資料 1-4 積丹町災害対策本部の標示板、腕章

■標示板

災害対策本部 町

町名はいずれも黒文字

■腕章



2. 気象業務に関すること

資料 2-1 警報·注意報発表基準一覧表 (積丹町)

発表官署: 札幌管区気象台

		(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 50mm
	大雨			1 111
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	98
	洪水		流域雨量指数基準	美国川流域=10 積丹川流域=10 余別川流域=10
警報	暴風		平均風速	陸上 18m/s 海上 25m/s
報	暴風雪		平均風速	陸上 16m/s 海上 25m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm
	波浪		有義波高	6. Om
	高潮		潮位	TP 上 1.4m
	十声	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 30mm
	大雨	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	73
	洪水		流域雨量指数基準	美国川流域=8 積丹川流域=8 余別川流域=8
	強風		平均風速	陸上 13m/s 海上 15m/s
			五片日子	陸上 11m/s 海上 15m/s
	風雪		平均風速	雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高	3. Om
	高潮		潮位	TP 上 0.9m
注章	雷		落雷等により被害が予	想される場合
注意報	融雪		70mm 以上:24 時間雨	量と融雪量(相当水量)の合計
	濃霧		視程	陸上 200m 海上 600m
	乾燥		最小湿度 30%	実効湿度 60%
	ナンナドル		①24 時間降雪の深さる	30cm以上
	なだれ		②積雪の深さ 50cm 以_	上で、日平均気温 5℃以上
	MA		5月~10月: (平均気	〔温)平年より5℃以上低い日が2日以上継続
	低温		11月~4月: (最低気	〔温)平年より8℃以上低い
	霜		最低気温 3℃以下	
	着氷		船体着氷:水温4℃以	下 気温-5℃以下で風速 8m/s 以上
	着雪		気温0℃くらいで、強	度並以上の雪が数時間以上継続
記録的	内短時間	大雨情報	1時間雨量	80mm

- ※この基準は平成 24 年 5 月 29 日現在のものである。
- ※「平均風速」は、「10分間の平均風速を用いる」ことを意味する。
- ※土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示している。
- ※土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- ※流域雨量指数:流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- ※「TP上」とは、東京湾平均海面からの高さを意味する。
- ※「有義波高」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の1/3の個数の波(例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きい方の33個の波)を選び、これらの波高及び周期を平均した。

3. 災害区域に関すること

資料 3-1 災害危険区域

(1)総括表

	高波・高潮・		土砂災害危険区域				
市町村名	水防 区域	津波等 危険区域	地すべり 危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	土石流 危険渓流	小計	合計
積丹町	4	12	2	52	17	71	87

(2) 水防区域

	危険区域							
市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離(Km)	危険区域延長(m)	災害の要因		
積丹町	美国	美国川	焼野川	美国川合流点から1.0	両岸 3,000	溢水		
"	"	"	美良波川	美国川合流点から 0.3	両岸 300	溢水		
"	"	"	弁財泊川	美国川合流点から 0.5	左岸 500	溢水		
IJ	"	"	2級 美国川	河口から 0.5	右岸 1,000	溢水		

※ 水防区域内の要配慮者利用施設

要配慮者利用施設名	住所	電話番号	
積丹町エイジングステーション	積丹町大字美国町字大沢299-2 ほか	0135-44-3224	
積丹町 B&G 海洋センター	積丹町大字美国町字大沢329-2	0135-44-3260	
地域密着型特別養護老人ホーム ゆうるり	積丹町大字美国町字大沢326-1	0135-48-5201	

(3) 高波・高潮・津波等危険区域

		危险	険区域の現況		
市町村名	海岸名	海岸線危険区域 延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設の ある区域延長(m)	災害の要因
積丹町	入舸町 出岬	8,680	215		高波 波高5m
"	神岬町 柾泊	13,428	159		高波 波高4m
IJ.	野塚	2,540	603		高波 波高4m
IJ.	余別 来岸	2,080	2,060		高波 波高4m
"	神岬町 尾根町	50			高波 波高4m
IJ	神岬町 草内	200			高波 波高4m
IJ	幌武意	3,607	1,065		高波 波高4m
IJ	美国町 小泊、茶津	4,595	1,540		高波 波高4m
"	美国町 厚苫	700	451		高波 波高5m
IJ	日司	300	280		高波
IJ	西河	2,812			高波
"	日司泊	2,000	280		高波

(4) 土砂災害危険区域

■地すべり危険箇所一覧

図番号	箇所番号	箇所名	工事有無
地 008	1-29-94	教照寺	
地 009	1-30-95	来岸町	
	積丹町	計2箇所	

■急傾斜地崩壊危険箇所一覧

図番号	箇所番号	箇所名	工事有無
急 025	I -1-310-847	積丹美国町 2	
急 026	I -1-311-848	積丹美国町3	
急 027	I -1-312-849	積丹美国町4	
急 028	I -1-313-850	積丹美国町 5	
急 029	I -1-314-851	積丹美国町6	
急 030	I -1-315-852	積丹美国町7	
急 031	I -1-316-853	積丹美国町9	
急 032	I -1-317-854	積丹幌武意町1	
急 033	I -1-318-855	積丹幌武意町2	
急 034	I -1-319-856	積丹幌武意町4	
急 035	I -1-320-857	積丹幌武意町6	
急 036	I -1-321-858	積丹幌武意町8	
急 037	I -1-322-859	積丹入舸町1	
急 038	I -1-323-860	積丹入舸町2	
急 039	I -1-324-861	積丹入舸町6	
急 040	I -1-325-862	積丹日司町	有
急 041	I -1-326-863	積丹日司町2	
急 042	I -1-327-864	積丹日司町3	
急 043	I -1-328-865	積丹日司町4	
急 044	I -1-329-866	積丹日司町5	
急 045	I -1-330-867	積丹日司町6	
急 046	I -1-331-868	積丹日司町8	
急 047	I -1-332-869	積丹野塚町4	
急 048	I -1-333-870	積丹西河町 2	
急 049	I -1-334-871	積丹来岸町 2	
急 050	I -1-335-872	積丹来岸町3	
急 051	I -1-336-873	積丹来岸町4	
急 052	I -1-337-874	積丹余別町1	
急 053	I -1-338-875	積丹余別町 2	
急 054	I -1-339-876	積丹余別町3	
急 055	I -1-340-877	積丹余別町4	
急 056	I -1-341-878	積丹神岬町3	

図番号	箇所番号	箇所名	工事有無
急 057	I -1-342-879	積丹神岬町4	
急 058	I -1-343-880	積丹神岬町 6	
急 063	п −1−112−665	積丹幌武意町3	
急 064	п −1−113−666	積丹幌武意町5	
急 065	п-1-114-667	積丹幌武意町7	
急 066	п −1−115−668	積丹入舸町3	
急 067	п−1−116−669	積丹入舸町4	
急 068	п-1-117-670	積丹入舸町 5	
急 069	п −1−118−671	積丹日司町1	
急 070	п −1−119−672	積丹日司町7	
急 071	п −1−120−673	積丹野塚町1	
急 072	п-1-121-674	積丹野塚町 2	
急 073	п −1−122−675	積丹野塚町3	
急 074	п −1−123−676	積丹西河町1	
急 075	п-1-124-677	積丹来岸町1	
急 076	п-1-125-678	積丹来岸町 5	
急 077	п −1−126−679	積丹神岬町1	
急 078	п-1-127-680	積丹神岬町 2	
急 079	п −1−128−681	積丹神岬町 5	
急 080	п −1−129−682	積丹神岬町7	
	積丹町 [計 52 箇所	

[※]急傾斜地崩壊危険箇所:傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で、保全人家等が現にあるもの及び住宅の立地が見込まれるもの

■土石流危険渓流一覧

図番号	箇所番号	箇所名	工事有無		
土 011	I -13-0380	厚苫川			
土 012	I -13-0440	岬沢川			
土 013	I -13-0480	湯の沢			
土 014	I -13-0520	神社の川			
土 015	п−13−0390	白岩川			
土 016	п −13−0400	ビバラ川			
土 017	п −13−0410	焼野左 1 号川			
土 018	п −13−0420	茶津一の川			
土 019	п −13−0430	茶津川			
土 020	п −13−0450	日司左1号の沢			
土 021	п −13−0460	今井沢川			
土 022	п −13−0470	白川の沢			
土 023	п −13−0490	西川七号沢			
土 024	п −13−0500	ゴロタ川			
土 025	п−13−0510	滝の川			
土 026	п-13-0530	来岸トンネル沢			
土 027	п −13−0540	柾泊川			
積丹町 計17 渓流					

[※]土石流危険渓流:渓床勾配3°以上の谷地形を有する渓流で、保全人家等が現にあるもの及び住宅の立地が見込まれるもの。

資料 3-2 土砂災害警戒区域等の指定状況

(1)急傾斜地崩壊危険箇所

平成 29 年 3 月 10 日現在

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒 区域	特別警 戒区域
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字美国町字 厚苫	積丹美国町1	I I – 1 – 108 – 661	平成 27 年 4 月 24 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字美国町	積丹美国町4	I-1-312-849	平成 27 年 4 月 24 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字美国町	積丹美国町8	I I-1-109-662	平成 27 年 4 月 24 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字美国町	積丹美国町9	I-1-316-853	平成 27 年 4 月 24 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字美国町	積丹美国町 10	I I –1–110–663	平成 27 年 4 月 24 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字美国町	積丹美国町 11	I I –1–111–664	平成 27 年 4 月 24 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字幌武意町	積丹幌武意町1	I-1-317-854	平成 27 年 6 月 15 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字幌武意町	積丹幌武意町2	I-1-318-855	平成 29 年 3 月 10 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字幌武意町	積丹幌武意町3	I I –1–112–665	平成 27 年 6 月 15 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字幌武意町	積丹幌武意町4	I-1-319-856	平成 27 年 6 月 15 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字幌武意町	積丹幌武意町5	II-1-113-666	平成 29 年 3 月 10 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字幌武意町	積丹幌武意町6	I-1-320-857	平成 29 年 3 月 10 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字幌武意町	積丹幌武意町7	II-1-114-667	平成 29 年 3 月 10 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町入舸町	積丹入舸町1	I-1-322-859	平成 28 年 1 月 22 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町入舸町	積丹入舸町3	I I –1–115–668	平成 28 年 1 月 22 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字日司町	積丹日司町	I-1-325-862	平成 28 年 1 月 22 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字日司町	積丹日司町1	II-1-118-671	平成 28 年 1 月 22 日	0	_
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字日司町	積丹日司町3	I-1-327-864	平成 28 年 1 月 22 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町日司町	積丹日司町4	I-1-328-865	平成 26 年 4 月 22 日	0	0
急傾斜地の 崩壊	積丹町大字神岬町	積丹神岬町1	I I-1-126-679	平成 28 年 1 月 22 日	0	0

(2) 土石流危険渓流

土石流	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒 区域	特別警 戒区域
土石流	積丹町大字美国町字 厚苫	厚苫川	I-13-0380	平成 27 年 4 月 24 日	0	0
土石流	積丹町大字美国町	茶津一の川	II-13-0420	平成 27 年 4 月 24 日	0	0
土石流	積丹町大字美国町	茶津川	II-13-0430	平成 27 年 4 月 24 日	0	0

(1)と(2)の指定箇所計	23	22
---------------	----	----

※ 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

要配慮者利用施設名	住所	電話番号
みなと保育所	積丹町大字日司町63-5	0135-45-6928

■参考:土砂災害警戒情報の発表履歴

タイトル	発表日時	発表された市町村				
後志地方土砂災害警戒情報 第1報	平成 22 年 07 月 29 日 9:35	島牧村、泊村、神恵内村、積丹町、古平町				

4. 避難に関すること

資料 4-1 避難勧告等の発令基準

The state	200世/年/- 古地土200世/1814	\P\$ #K 4-h /+-	ン10世界十七二 / E2 左 \
★ 勧告等 状況	避難準備・高齢者避難開始	避難勧告 	避難指示(緊急)
町民行動	・要配慮者及び特に避難行動 に時間を要する者が避難行 動を開始しなければならな い段階であり、人的被害の 発生する可能性が高まった 状況	・通常の避難行動ができる者 が避難行動を開始しなけれ ばならない段階であり、人 的被害の発生する可能性が 明らかに高まった状況	・前兆現象の発生や現在の切 迫した状況から、人的被害 の発生する危険性が極めて 高いと判断された状況
	【町民に求める行動】	【町民に求める行動】	【町民に求める行動】
対象災害	・気象情報に注意を払い、立 ち退き避難の必要について 考える ・立ち退き避難が必要と判断 する場合は、その準備をす る ・要配慮者は、立ち退き避難 する	・立ち退き避難する	・避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしぞびれた者が立ち退き避難する
土砂災害 (※ 1)	・大雨警報(土砂災害)が発表され、メッシュ情報(※3)で大雨警報の発表基準を超過した場合・土砂災害の前兆現象(落石など)の発見など、避難準備を要すると認められる場合。	・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき ・土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化、土地の亀裂等)が発見された場合	・「土砂災害警戒情報」が発表され、かつメッシュ情報で土砂災害警戒情報の基準を超過した場合・「記録的短時間大雨情報」が発表された場合・土砂災害の前兆現象(既に他で土砂災害が発生している)が発見された場合
地震・津波 (※2)			・「津波注意報、津波警報、 大津波警報」が発表された 場合
水害	・美国川テレメーター水位が 「はん濫注意水位」を超過 し、さらに美国川の増水が 予想される場合 ・河川のはん濫が予想される 場合(美国川、積丹川、余 別川の流域雨量指数基準が 「警戒基準=10」を越える 予想の場合など)	・美国川テレメータを超過が 「避難判に美国川の増水が し、地では、一大を増水が ・大は、一大は、一大は、一大は、一大は、一大は、一大は、一大は、一大は、一大は、一	・美国川テレメーター水位が 「はん濫危険水位」を超過 した場合 ・河川の堤防決壊、はん濫な ど住民の生命に危険が非常 に迫っている場合 ・床下浸水や通行に支障をき たす道路冠水が軽りまった 場合 ・「特別警報」が発表された 場合
大規模災害	・大規模な火災など災害により住民の生命に危険が迫る 恐れのある場合	・大規模な火災など災害により住民の生命に危険が迫っ ている場合	・大規模な火災など災害により住民の生命に危険が非常 に迫っている場合
原子力災害	・泊原子力発電所で施設敷地 緊急事態 (EAL2) が発生し た場合	・泊原子力発電所で全面緊急 事態 (EAL3) が発生した場 合	・泊原子力発電所で避難を要 する事態(OIL1 など)が 発生した場合

※1、※2:避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害編)(平成26年9月作成)

※3:北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報

資料 4-2 避難場所一覧

(注:洪水・土砂災害は対象外)(世帯・人口:平成28年10月1日現在)

							指定緊急	避難	対象	
NO	名 称	所在地	面積 (㎡)	管理 責任者	電話 番号	災害種別の適応	避難場所 候補 (津波)	地区	世帯	人口
1	小泊野営場駐車場	美国町字小泊 29 番地 70	2, 132	_	44-2111 44-3215	地震・津波	0	厚苫、小 泊	36	61
2	研修センター敷地	美国町字小泊 115 番地 5	1,910	教育長	44-3446	地震・津波	0	寺町、常	123	223
3	美国小泊共同墓地広場	美国町字美良 波1番地	17, 604	町長	44-2111		0	盤	123	223
4	憩いの広場	美国町字大沢 326 番地 1	8,600	町長	44-2111	地震		柳町、浜町、茶津	125	238
5	研修広場(美国小学校 グラウンド)	美国町字大沢 213 番地 1	15, 330	教育長	44-2044 44-2115	地震・津波	0	山岸、西 浦、多茂 木	243	449
6	美国中学校グラウン ド	美国町字大沢 344 番地 1	13, 121	学校長	44-2047	地震・津波	0	東浦、栄町	127	233
7	B&G海洋センター 駐車場	美国町字船澗 1458番地3	8, 164	教育長	44-3260	地震		中央、西仲	60	110
8	婦美会館広場	婦美町字婦美 519番地	6, 603	町長	44-2620 44-2111	地震・津波	0	婦美、丸 山	49	112
9	旧幌武意小学校グラ ウンド	幌武意町 44 番 地	3, 179	"	44-2111	地震・津波	0	幌武意	38	68
10	旧入舸小学校グラウ ンド	入舸町字沢 199 番地	6, 224	II	44-2111	地震・津波	0	- 4		
11	島武意駐車場	入舸町字出岬 町山ノ上 472 番地 21	2, 231	"	44-2111	地震・津波	0	入舸	59	111
12	日司地区緑地広場(日 司小学校グラウンド)	日司町字日和 山 120 番地	6, 500	学校長	45-6075	地震・津波	0	日司	60	150
13	野塚小学校グラウンド	野塚町 326 番 地	5, 835	"	45-6009	地震・津波	0			
14	野塚児童公園	野塚町 199番 地	1, 982	町長	45-6904 44-2111	地震		野塚、日 司泊	95	183
15	岬の湯しゃこたん駐 車場	野塚町字ウエ ント川の上 229 番地 1	6, 699	"	47-2050	地震・津波	0			
16	来岸町旧小学校グラ ウンド用地	来岸町 84 番地	1, 350	II	44-2111 46-5036	地震		来岸、西河	27	68
17	余別小学校グラウン ド	余別町字沢 544 番地 1	2, 100	学校長	46-5002	地震		余別、草	81	151
18	雙源寺前広場	余別町 49 番地 2、213 番地	1,000	_	44-2111	地震・津波	0	内	01	101
19	緑地広場(神岬会館広場)	神岬町字尾根内 60番地	1,530	"	46-5054 44-2111	地震・津波	0	神岬	18	43
				計 19	箇所					

資料 4-3 避難所一覧

(世帯・人口:平成 28 年 10 月 1 日現 在)

NO 施設名 所在地 設 スー 容 真 塁 注:洪	野が適応 避 地・土砂災 難	避難	対象	
NO 施設名 所在地 設 スー 本 真 塁 注:洪	此水•十秒災 難			
垣(垣)(垣)(一	による 「 による 」 「 による 「 による 「 による 」 「 による 「 による 「 による 」 「 による 」 「 による 「 による 」 「 による による による による による による による に	地区	世帯	人口
	、津波、洪 土砂災害	山岸、東 浦、西		
	、津波、洪 土砂災害	開、 開、 開、 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	461	843
3 B&G海洋 美国町字大沢 RC.S 1,542 1,416 708 教育長 44- 3260 地震、	、土砂災害	(小泊)		
4 看視舎 美国町字ヤケノ804番地 W 68 58 29 町長 - 津波、砂災等	、洪水、土 害	川上	8	15
5 研修センタ 一 美国町字美良 波 115 番地 5 R 567 442 221 教育長 44- 3466 津波、 砂災等	、洪水、土 害	厚苫、小 泊、寺町	104	184
6 総合文化セ ンター 美国町字船澗 48番地 12 RC. S 3, 275 2, 407 1, 203 町長 44- 地震、 砂災害	、洪水、土	柳町津仲央浦浦町木、茶西中東西栄多浜	555	1013
7 婦美会館 婦美町字婦美 W 507 320 160 " 44- 津波、 519 番地 507 320 160 " 44- 津波、	、洪水、土 害	婦美	36	84
8 丸山会館 野塚町字丸山 W 245 211 105 " 45- 津波、砂災領域 1101番地 1 W 245 211 105 " 45- 本波、	、洪水、土 害	丸山	13	28
	、津波、洪 土砂災害	相尘交	38	68
根武意町字番	、洪水、土 害	- 幌武意	30	08
	、津波、洪 土砂災害	- 入舸	59	111
12 入舸会館	、土砂災害		59	111
	、津波、洪 土砂災害	口	60	150
14 生活改善セ ンター 日司町 63番地5 W 230 166 83 町長 45- 6205 洪水、	、土砂災害	H 11	00	100
15 野塚小学校 <mark>野塚町 326 番 </mark> S. W 1, 283 1, 016 508 学校長 45- 2009 神波、 250	、洪水、土 害			
16 ンター 220 番地 1 NC. W 412 255 116 MJ 校 6904 砂災智	、洪水、土 害	野塚、日 司泊	95	183
	、津波、洪 土砂災害			
5030	、土砂災害	来岸、西河	27	68
余別地区コ ミュニティ センター 余別町字沢 544番地1 W 446 233 116 # 46- 5476 46- 000 46- 116 # 116	、洪水、土 害	余別、草	81	151
20 余別町字沢 544番地1 RC. S 1,394 890 445 学校長 46- 5002 地震、 砂災害	、洪水、土 害			

21	神岬会館	神岬町 39 番地 1	W	376	328	164	町長	46- 5054	津波、洪水	神岬	18	43
						計 21	箇所					

■参考:「指定緊急避難場所」と「指定避難所」について

「指定緊急避難場所」

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する(災害対策基本法第49条の4)。

指定緊急避難場所のうち、津波に係るものについては、災害対策基本法施行令に定める基準として、以下の2つのいずれかを満たすこととされている(災害対策基本法施行令第20条の3)。

- ①津波が発生した場合において安全な区域内にあること(例:高台など)。
- ②津波が発生した場合において安全な区域外にある施設(例:津波避難ビル)については、以下 の全てを満たすこと。
 - ・津波により生ずる水圧等によって構造耐力上支障のある事態を生じない構造であること。
 - ・想定される津波の水位以上の高さに避難スペースが配置され、かつ、当該スペースまでの避 難上有効な階段等があること。
 - ・地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合するものであること。

「指定避難所」

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する(災害対策基本法第49条の7)。

指定避難所の政令による基準は、以下の全てを満たすこととなっている(災害対策基本法施行令第20条の6)。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。
- ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

資料 4-4 ヘリコプター着陸可能地一覧

施設名	所 在 地	以下の地点からの 方向及び距離	広さ	施設管理者
研修広場 (美国小学校グラウンド)	美国町字大沢 213番地1	美国小学校 北東隣接	120m×120m	積丹町 教育委員会
美国中学校グラウンド	美国町字大沢 344番地1			"
野塚小学校グラウンド	野塚町 326 番地	野塚小学校 北北東隣接	60m×70m	"
日司地区緑地広場 (日司小学校グラウンド)	日司町字日和山 120番地	日司小学校から 西南西へ70m	90m×90m	"
余別小学校グラウンド	余別町字沢 544番地1			"
旧幌武意小学校グラウンド	幌武意町 44 番地			積丹町
旧入舸小学校グラウンド	入舸町字沢 199 番地	旧入舸小学校 北東隣接	60m×60m	"

資料 4-5 水防倉庫及び水防用備蓄資機材等

■水防倉庫及び水防用備蓄資機材

地区名	所在	土のう用 袋	縄	鉄線	カケヤ	スコップ	ツルハシ	鎌	なた	のこ
	北後志消防組合									
美国	積丹支署	1, 200		2	1	32	2	12		1
	第1分団									
幌武意	第2分団	200	1	1		9		2		
入舸	第3分団	255				8		3		
日司	第4分団	280				6		2		
	北後志消防組合									
野塚	積丹支署野塚分遣所	240				16				
	第5分団									
来岸	第6分団	200	1			9				
余別	第7分団	300				8				
神岬	第8分団	295				6				
	合計	2, 970	2	3	1	94	2	19	0	1

■民間等からの調達可能な水防資機材

調達先	住所	電話番号	調達できる資材
新おたる農業協同組合	積丹町大字	0135-44-2211	土のう用袋、スコップ、縄、丸太、くい
積丹事業所	美国町		等

5. 応急対策等の実施にあたっての要綱等

資料 5-1 災害情報等報告取扱要領

災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び 被害状況報告(以下「災害情報等」という。)を後志総合振興局長に報告する。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げる。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び北海道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町内の被害が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報報告の様式により速やかに報告する。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行う。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く)については除く。

ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告の様式により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告の様式により報告する。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等について 特に指示があった場合はその指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告の様式により報告する。 ただし、被害金額の把握等が困難な場合は、15日を超えることができる。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

3 報告の方法

災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により迅速に行う。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、災害状況報告の被害区分と判断基準のとおりとする。

■ 災害情報報告

*	※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。											
					Ś	災害	情 報					
	報告日時		月	日	時現	在	発受何	言日時	月	日	時	分
	言機関(総合振 り・市町村名等)							関(総合振 町村名等)				
発信者 (職・氏名)								言者 氏名)				
発生場所												
	発生日時		月	日	時	分	災害の	の原因				
気	雨	量										
象	河 川 水	位										
等の	潮位波	高										
状	風	速										
況	その	他										
	道	路										
イフ	鉄	道										
ラ	電	話										
イン関	水 (飲料水	道)										
係	電	気										
<i>D</i>	その	他										
			(名	称)								
			(設置日	時)	月	F	日 時	分設置	重			
(1) 等の	災害対策本語 設置状況	部										
1,1 ->	寺の成直水化		(名	称)								
			(設置日	時)	月	-	日 時	分設置	<u></u>			
			地	区名		被害机	東数	罹災	世帯		罹災力	人数
(2)	災害救助法 適用状況	(D)										
NEO/114/시간L			(救助集	(施内容)								

			地区名		避難場所		人数	目	時
		自主避難							
	(3) 避難の状 況	避難勧告							
応		避難指示							
心急措置の状況	(4) 自衛隊派 遣要 状況								
			(ア) 出動人員			(1)	主な活動状況	 兄	
	(5)	1	市町村職員	名					
	応急対策		消防職員	名 名					
	出動人員	その	他(住民等)	名					
7.0		日之	計	名					
C0	の他(今後の)	見囲し	/等)						

注)欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

■被害状況報告

被害状況報告(速報 中間 最終)

													月	日		時現	在
	災害発生	日時	}	F	1 1	JI:	寺 分				災害の原因					* / / 2	1
	災害発生				•		, ,,	<u> </u>			<u> </u>	l					
	機関(市									档	展関 (市町村) 名					
発信		氏名							党 聯,氏友			<i>,</i> H					
信 -		日時		F		F:	ŧ /\		i		発信日時		———— 月	日	目	t-	\wedge
				,			寺 分 被害金額	i								害金額	分 <u></u> 酒
	項	-		T	件数等		(千円)		項目			件数等			(千円)		
-	死	者		人			《個人別の)			河川	箇所					
1	行力	不明		人			6名、性				海岸	箇所					
人的被害	重	傷		人			IJ.				砂防施設	箇所					
被	軽	傷		人			F令、原因			道	地すべり	箇所					
害	Ī	計		人			は、補足賞 斗で報告	Ĭ		工事	急傾斜地	箇所					
				棟		个	十〇報古			争	道 路	箇所					
	全	壊		世帯							橋梁	箇所					
	<u> </u>			人					5		小計	箇所		+			
-									_	市	河 川	箇所					
	半	壊		棟 世帯					7	町	道路	箇所		-			
	1	311		人				砂	芝	村	橋梁	箇所					
E				棟						工事	小計	箇所					
	. (17	九十十二							-								
住	一司	破損		世帯					-		港湾	箇所					
蒙				人					-		漁港	箇所		-			
②住家被害		\ 		棟					-		下水道	箇所					
吉	床上浸水		世帯					-		公 園	箇所		_				
-			人					-	J	崖くずれ	箇所						
	床下浸水		棟 世帯					-		 計	公司						
							_			沈没流出	箇所						
-				棟						漁	破損	隻					
	=	± 1.		世帯						船		隻					
	Ī	計															
			II. 7=1. 4./-	人				7	(漁港施設	箇所					
3	全壊		共建物	棟		_			Ė		司利用施設	箇所		-			
③非住家被害		_	との他	棟					支	その他施設		箇所					
住	半壊		共建物	棟				- 7	ij	漁具 (網)		件		_			
			一の他	棟					-	水産製品		件					
害	計		共建物	棟					ļ		その他	件					
		7	つ他	棟					_		計						
		田	流失・ 埋没等	ha							林 地	箇所					
	# 116	ш	浸冠水	ha		\top				٠,٧٠	治山施設	箇所		\vdash			
	農地		流失·	ha						道有	林 道	箇所					
		畑	埋没等							林				+			
(4)			浸冠水	ha		-		-)		林産物	箇所		+			
農	農作物		H .km	ha		+		— j	ţ		その他	箇所		+			
④農業被害	農業		<u>畑</u>	ha 箇所					き女		<u>小</u> 計 林地	箇所 箇所		+			
害	共同利			箇所		-		 ∄	<u> </u>	_	治山施設			+			
								-		般		箇所		+			
		施設		箇所						民	林道	箇所		-			
		被害		箇所		_				有	林産物	箇所		+			
	そ(の他	ı	箇所						林	その他	箇所					
											小 計	箇所					
	計										計	箇所					

		項	目		件数等	被害金額 (千円)		項目		件数等	被害金額 (千円)
	水	道		箇所			⑪社会教育施	設被害	箇所		
_	病院	公 立	-	箇所			94.人 短机	公 立	箇所		
8衛生被害	ALTEST.	個人		箇所			⑫社会福祉 施設等被害	法 人	箇所		
生	清掃	一般廃	棄物処理	箇所			心队守恢吉	計	箇所		
悠害	施設	し尿処	し尿処理				13	鉄道不通	箇所		
	火葬	場		箇所			13 そ の	鉄道施設	箇所		
	計 箇所					他	被害船舶 (漁船除く)	隻			
(9)	商	業		件				空 港	箇所		
⑨商工被害	工	業		件				水 道	戸		
被	その他件			件				電 話	回線		
害	計			件				電 気	戸		
	小学校			箇所				ガス	戸		
10	مولد م	中学校		箇所				ブロック塀等	箇所		
公立教施		高 校		箇所				都市施設	箇所		
被害		その他が	文 教施設	箇所				計			
		計		箇所			被害総額				
公共	施設被	皮害 市町村	讨数	団体				建物	件		
罹災	世帯数	女		世帯			火災発生	危険物	件		
罹災	罹災者数		人				その他	件			
消防	消防職員出動延人数 人			人			消防団員出動	延人数	人		
/// r÷	241 <i>/</i> 2/2		道(総合振	興局)							
	が策を 対策を 状況	S 部(0)	市町村	名			名 称		設置	日時	廃止日時
放迫	认次										
	災害救助法 適用市町村名										

補足資料 (※別様で報告)

- ○災害発生場所
- ○災害発生年月日
- ○災害の種類概況
- ○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意
- ○応急対策の状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況 ほか

■ 災害状況報告

災害状況 (中間·最終) 報告集計表

災害・事故名

総介	合振興	局					平成	年	月	月	時現在	
		項	į 🗏		件数等	被害金額 (千円)		項			件数等	被害金額 (千円)
		死		人		(114)			河川	箇所		(114)
1			<u> </u>	人					海岸	箇所		
①人的被害		重		人					砂防設備	箇所		
被	軽傷			人					地すべり	箇所		
吉		72	<u>。</u> 計	人				道工事	急傾斜地	箇所		
		PI							道路	箇所		
		全	速	棟 世帯					橋梁	箇所		
		_	. 4X	人					小計	箇所		
				棟			(5)		河川	箇所		
		74	- 4古	世帯			⑤土木被害	+==++	道路	箇所		
							被	市町村 工 事	橋梁	箇所		
							害	上 尹				
		7	ऽतरते ∙∔¤				-	.H		箇所		
②住家被害		<u></u>	部破損	世帯				港		箇所		
家				人				漁		箇所		
被害			. \ ⊒ . L	棟					水道	箇所		
		床上浸水 世帯						公園		箇所		
				人					くずれ	箇所		
	床下浸水世帯								-1	44		
									計	箇所		
				人					水没流出	隻		
	計世			棟				漁船	破損	隻		
				世帯人					計	隻		
							6	漁港施設		箇所		
	全		公共建物	棟			⑥水産被害		利用施設	箇所		
③非住家被害	壊	その他		棟			被害		他施設	箇所		
住	半		公共建物	棟			音	漁具 (網)		件		
家 被	壊		その他	棟				水産製品		件		
害	計		公共建物	棟				そ	の他	件		
	нІ		その他	棟					計			
		田	流出・埋没	ha					林 地	箇所		
	農	Щ	冠水	ha					治山施設	箇所		
	地	畑	流出・埋没	ha				道有林	林 道	箇所		
		ДЩ	冠水	ha				坦イ作	林産物	箇所		
_	農		田	ha					その他	箇所		
④農業被害	作		畑	ha			⑦林業被害		小 計	箇所		
業		農業	用施設	箇所			業		林 地	箇所		
機		共同	利用施設	箇所			後 害		治山施設	箇所		
		営	農施設	箇所				一般	林 道	箇所		
		畜	産被害	箇所				民有林	林産物	箇所		
		そ	の他	箇所					その他	箇所		
									小 計	箇所		
			計						計	箇所		
	н н							1				

	Į	頁目		件数等	被害金額 (千円)		項目		件数等	被害金額 (千円)
	水	道	箇所			①社会教育施	施設被害	箇所		
	\ = 72	公 立	箇所			迎社会福	公 立	箇所		
8	病院	個 人	箇所			祉施設等	法 人	箇所		
衛生	清掃	一般廃 箇所 被害				被害	盐	箇所		
8衛生被害	施設	し尿処	箇所				鉄道不通	箇所		
百	火孝	*場	箇所				鉄道施設	箇所		
	が日	+	箇所				被害船舶 (漁船除く)	隻		
	商	業	件				空港	箇所		
9 商	工	業	件			(13) Z-	水道	戸		
⑨商工被害	その)他	件			⑬その他	電 話	回線		
	計	+	件			,_	電 気	戸		
(10)	小学校		箇所				ガス	戸		
⑩公立文教被害	中等	中学校					ブロック塀	箇所		
文	高	高校					都市施設	箇所		
教被	その他が	て教施設	箇所				計			
害	計	+	箇所			被害	 系総額			
公	共施設被害己		団体				建物	件		
	罹災世帯	数	世帯			火災発生	危険物	件		
	罹災者数		人				その他	件		
消	消防職員出動延人数 人					消防団員	出動延人数	人		
/// ;	1.155-1.49	道(総合	辰興局)							
	対策本部 置状況	市町村	寸名		:	名 称		設置	3時	廃止日時
り収	旦 (八)(九									
災害救助法 適用市町村名								·		

補足資料 (※別様で報告)

- ○災害発生場所
- ○災害発生年月日
- ○災害の種類概況
- ○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意
- ○応急対策の状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況ほか

■ 被害区分と判断基準

初	按害区分	判断基準
	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの (1)当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とすること。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱うこと(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)。 (3)氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し町と警察調査が一致すること。
① 人 的	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの (1)死者欄の(2)(3)を参照すること。
被害	重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの (1)負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを 重傷者とすること。 (2)死者欄の(2)(3)を参照すること。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの(1)負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とすること。(2)死者欄(2)(3)を参照すること。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない(1)物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなすこと。(2)商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。(3)住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とすること。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とすること。 (1)同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とすること。
2	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの(1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まないこと。
住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの(1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まないこと。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、 居住するためには、補修を要する程度のもの (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被 害は含まないこと。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まないこと。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除 去に要する経費は含まないこと。

1	被害区分	判断基準								
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものこれらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とすること。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まないこと。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいうこと。 (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱うこと。 (4)被害額の算出は、住家に準ずること。								
	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態 (2)埋没とは粒径 1 mm以下にあっては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあっては 5 cm以上流入した状態 (3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等 (4)被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は対象外								
④ 農	農作物	作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態 到伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいうこと。 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。								
業被	農業用施設	頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害								
害	共同利用 施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、 種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設 の被害								
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被 害								
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害								
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等								
	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを 必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。								
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で 復旧工事を要する程度の被害 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。								
5	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設 又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。								
土木被	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の 被害 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。								
害	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。								
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。								
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流 失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。								

	被	害区分	ì	判断基準
5	漁		湾	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
土木	下	水	道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
被害	公		園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの
	漁		船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱 うこと。 (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とすること。
6	漁	港	施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの
水産被害	共施	同	利 用 設	「おろが 産食庫 加工 極翌 作業中 食さけき中 素顔 極翌 東尾 極翌 浴水 極翌 浴川 極
	そ	の他	施設	上記施設で個人(団体、会社も含む。)所有のもの
	漁	具 (網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等
	水	産	製品	加工品、その他の製品
	林		地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等
⑦ 林	治	山	施設	既設の治山施設等
業	林		道	林業経営基盤整備の施設道路
被害	林	産	物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等
	そ	0)	他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等
	水		道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設。
8 衛	病		院	病院、診療所、助産所等
生	清	掃	施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場
被害	火	葬	場	火葬場
	そ	の	他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等
0.1			商業	商品、原材料等
9商	工被	(書)	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等
⑩公	立文	教施設	:被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等 (私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社	会教	育施設	被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
迎社 被		祉施設	'等	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設
		被害船 (漁船除		ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出 し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害
	水	(道(戸	「数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数
13	電	話(戸	一数)	災害により通話不能となった電話の回線数
そ	電	気(戸	数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数
の他	力	iス (戸	·数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数
	フ	「ロック	塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
		都市施	設	街路等の都市施設
				上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

資料 5-2 自衛隊の派遣要請の要求

積 号

年 月 日

後志総合振興局長 殿

積丹町長

自衛隊の派遣について

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請お願いします。

記

- 1. 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2. 派遣を希望する期間
- 3. 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4. 派遣部隊が展開できる場所
- 5. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

北後志消防組合消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第42条の規定に基づき、北後志消防組合管轄区域(以下「管轄区域」という。)内における火災、その他の災害を 訪除し住民の生命、身体及び財産を保護し、かつ被害を軽減するため必要な事項について総合的に定めるもの とする。

(計画の修正)

第2条 消防長は、毎年本計画に検討を加え、管轄区域内における消防事象の変化、消防の組織機構及び施設の 変革に伴い、本計画が最も合理的に運用されるよう修正を加えるものとする。

第2章 組織

第1節 部隊編成計画

(署所等の配置及び平常時の編成)

- 第3条 消防本部及び消防署、支署、出張所、分遣所(以下、「消防署等」という。)の配置、管轄区域及び事務分掌は、 北後志消防報合消防本部及び消防署等の設置に関する条例(昭和49年4月1日条例第1号)、北後志消防組合 消防団設置等に関する条例(昭和49年4月1日条例第8号)並びに北後志消防組合消防署等組織規定(昭和53年 5月25日規程第1号)の定めるところによる。
- 2 平常時における消防隊の縄成は、別表1のとおりとする。
- 3 消防職員(以下「職員」という。)のみによって消防隊を編成することが困難な消防署等にあっては、消防団長(以下「団長」という。)と協議して消防団員(以下「団員」という。)との混成により縄成するものとする。

(非常時の編成)

- 第4条 消防長は、異常火災、危険物火災、大規模火災等の非常時火災に対処するため、職員及び団員をもって別表2 のとおり消防部隊を編成する。
- 2 部隊編成は、次のとおりとする。
 - (1) 消防本部部隊
 - (2) 現場指揮本部
 - (3) 消防隊
 - (4) 特命消防隊

(消防本部部隊

- 第5条 消防本部部隊(以下「部隊本部」という。)は、消防本部におき、状況により現場に出動する。
- 2 郵隊本部の長は、浦防長とする。ただし、浦防長に事故あるときは、次長が代行する。
- 3 創隊本部に総務班、警防班、予防班をおき、班長には、消防本部各課長を充てる。
- 4 部隊本部は本部職員をもって編成する。

(消防隊)

- 第6条 消防隊は、大隊、中隊、小隊とし、職員及び団員をもって編成する。
- 2 大隊の長は、署長及び団長とし、中隊以下の長は、大隊長が任命する。

(特命消防隊)

第7条 特命消防隊は、本部長からの特命により所轄以外に出勤した消防隊は、命令に従い消防活動に従事するものとする。

(現場指揮本部の設置)

- 第8条 火災現場に出動した大隊長は、現場指揮本部(以下「指揮本部」という。)を設置し、最高指揮者の所在を明確に するとともに、指揮体制の確立を図らなければならない。
- 2 指揮本部を設置したときは、別国に示す旗を掲げ、その位置を示すものとする。

(指揮本部の編成)

- 第9条 指揮本部の長は、署長又は支署長とする。ただし、特命出動及び特異な火災等、その状況により部隊本部が 理場出動した場合は、消防長とする。
- 2 前項の長が不在のときは、これに代わる上席職、団員が代行するものとする。

第2節 任務及び事務分掌計画

(組成本組長)

第10条 郵隊本部長は、非常時火災及び非常時災害時における消防業務及び消防事務を統括する。

朝陇本朝祈奉

第11条 部隊本部の各班長は、部隊本部長を補佐し、所属の係員を指揮監督して分掌事務を処理しなければならない。

(指揮本部長)

- 第12条 指揮本部長は、消防隊の指揮統制にあたり、人命教助を優先して、効果的な消防活動を行うよう務めなければならない。
- 2 指揮本部長は、火災等の状況により、所轄の消防隊のみによっては早期に鎮圧することが困難と認められる場合は、部隊本部長に対し、特命出勤及び北海道広域消防相互応援協定(以下「応援協定」という。)に基づく応援出勤を要請して、火災等の拡大防止を図るよう努めなければならない。

(朝陵本朝の事務分集)

第13条 非常時における各班の事務分章は、次のとおりとする。

終期期

- (1) 関係機関と連絡に関すること。
- (2) 隊員の食料調達に関すること。
- (3) 公務災害補償に関すること。
- (4) 保健衛生に関すること。
- (5) その他各班に属さない事項。
- 2 警防班
 - (1) 火災防ぎょ活動の状況調査並びに連絡に関すること。
 - (2) 通信施設の保守、管理に関すること。
 - (3) 消防機械、燃料、資材の緊急調達に関すること。
 - (4) 応援要請に関すること。
- 3 予防班
 - (1) 気象情報の受理及び伝達に関すること。
 - (2) 情報の収集及び広報に関すること。
 - (3) 火災の原因及び損害等の顕査に関すること。

(災害時における準用)

第14条 本章に定める事項は、火災以外の災害にこれを準用する。

第3章 施設整備

第1節 消防施設整備計画

(清防車両の整備)

- 第16条 消防力の充実強化を図るため、消防車両の整備計画をたてるとともに、高層建築物火災、危険物火災等に 対処するため、特殊車両の導入整備を図る。
- 2 車両は、常に整備し、火災、その他の災害に備えるとともに、老朽車を更新し、常に最高の性能を発揮するよう 整備するものとする。

(消防水利の整備)

- 第16条 消防水利の整備については、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)並びに町村における都市計画事業及び水道拡張事業と併行して整備しなければならない。
- 2 水道施設のない地域においては、防火水槽等の増設を図るものとする。

(通信施設の整備)

第17条 火災等の災害に出動した消防隊相互の連携、災害出動時における部隊本部、指揮本部からの命令の授受 並びに状況把握等、消防活動の迅速的確を図るため消防無線電話を増設整備する。

一般施設の整備

第18条 火災、その他の災害現場における消防活動を容易にし、かつ効果を挙げるために必要な資器材を購入整備 するとともに、所定の訓練を実施して資器材の運用及び消防活動に習熟せしめる。

(施設等整備計画)

第19条 消防施設整備計画については、別に定めるところによる。(北後志消防組合基本計画)

第2節 消防施設保全計画

(署所の保全)

第20条 本部及び署所の建物の維持管理について所属長は、常に保全に務め、修理、補修の必要が生じたときは、速やかに消防長に報告し、必要な措置を講じなければならない。

2 地震、洪水、火災等により構壊したときも関標とする。

(消防用機械等の保全)

第21条 消訪用機械、通信施設、水利施設等の保全については、北後志消防組合消防職員服務規程(昭和52年7月 1日規程第2号。以下「服務規程」という。)の定めるところによる。

(修理及び資材等の譲渡

- 第22条 所属長は、非常災害等に出動した場合、機械器具の故障及び通信施設の損壊等をも含めた応急対策を図る ため、次の各号について事前に関係者と協議しておかなければならない。
 - (1) 消防自動車等の燃料及び修理用部品
 - (2) 通信施設の修理用部品
 - (3) 機械器具の補充用品及び修理用品

第4章 点検及び調査

第1節 点検

(直接)

第23条 点検は、職員、団員が職務を遂行するために必要な緒般の状況を検査し、その不備な点については、反復 訓練及び整備して、火災、その他の災害に備える目的をもって実施するものとする。

(直核種別)

第24条 点検の種別は、通常点検、特別点検、及び現場直検とする。

2 点検の実施要領については、本章の規定によるほか消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)の定めるところによる。

(通常点検、特別点検)

第25条 通常点検及び特別点検は、服務規程に定めるもののほか、必要に応じ各署において実施するものとする。

2 消防団については、消防潰習のときに実施するものとする。

(環場点株)

第26条 現場点検は、火災助ぎょ、その他の作業が終わったとき現場において。次の各号について異常の有無を検査 するものとする。

- (1) 人員及び服装
- (2) 機械器具
- (3) その他必要な事項
- 2 現場点検は、出動車両又は各小隊ごとにその長が行うものとする。

第2節 調査計画

(地理水利調査)

第27条 所属長は、消動地理、水利の調査を行って火災、その他の災害発生に際し、迅速、的確な消防活動ができるよう務めなければならない。

(調査要領)

第28条 地理水利調査は、毎月1回以上行い、地物、道路、橋、建物、水利等について行うものとする。

(水利及び被害想定図)

第29条 所属長は、所轄内の水利図を作成し、水利及び危険物施設、木造建物密集地域、特殊建築物の分布、浸水 危険地域を記入し、庁舎の見易い箇所に掲示しておかなければならない。

第5章 火災予防

(予防査察)

第30条 所属長は、服務規程の定めるところにより、所轄内の予助査察を効果的に実施し、火災の未然防止に努めなければならない。

(防火管理者の講習)

第31条 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1号の定める消防長が行う防火管理者の資格を付与する 購留会は、おおむね次に定める科目及び時間割により毎年1間実施するものとする。

- 防火管理者の重要性 - 火気管理 - 施設・設備の維持管理 - 消防計画 - 消防計画 - 設練 - 教育 - 防火管理の責務 - 共同防火管理 1時間 1時間

(上級護智)

第32条 防火管理者に対して行う上級漢習会は、次の各号について実施するものとする。

- (1) 消防計画の作成に関すること。
- (2) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- (3) 消防用設備等の点検整備に関すること。
- (4) 火気の使用及び取扱いに関すること。
- (5) その他、防火管理上必要な業務に関すること。

(火災予防運動)

第33条 消防長は、次のとおり火災予防運動を実施するものとする。

- ・春の火災予防運動 4月20日から4月30日まで
- +秋の火災予防運動 10月15日から10月31日まで

(予防広報)

第34条 所属長は、住民に防火思想を普及させ火災の未然防止を回るため、前条の火災予防期間、その他のあらゆ る機会をとらえ、おおむね次の広報活動を実施する。

- (1) 立看板及び横断幕の掲出
- (2) 防火ポスター及びチラシの配布
- (3) 広報資料の発行
- (4) 報道機関との連携
- (5) 広報記事の掲載
- (6) 広報車による返回広報

(強風時における巡回広報)

第35条 所属長は、火災警報又は気象警報、注意報の発令、その他強風、低湿等のため火災発生のおそれが大で あるときは、広報車により巡回広報を実施し、住民の警火心を喚起するものとする。

第6章 教育訓練

(目的及び区分)

第36条 所属長は、教育訓練は、職、団員が規律厳正かつ能率的に職務を遂行し得るよう、これを教育するとともに、 火災、その他の災害時において本計画に定める諸般の行動が最も円滑かつ効果的に実践し得るよう、次の区分に より実施するものとする。

- (1) 学校教育
 - ア 北海道湾防学校
 - ·初任教育
 - ·專科教育
 - ·幹部教育
 - イ 消防大学校
 - ·本科教育
 - ·專科教育
- (2) 一般教育
 - ア 実践教育訓練
 - イ 特別教育訓練
- (3) 消防団員教育訓練

(海防訓練)

第37条 消防署長及び消防団長は、職、団員を火災、その他の災害における現場行動を習熟させるため、次の各号 又は一部について訓練しなければならない。

- (1) 消防用機械器異操法影練
- (2) 機械運用及び放水訓練
- (3) 非常召集訓練
- (4) 出動訓練
- (5) 人命教助訓練
- (6) 通信連絡訓練
- (7) 飛火警戒訓練
- (8) 林野火災防ぎょ訓練
- (9) 車両火災防ぎょ訓練
- (10) 危険物火災、特殊火災防ぎょ訓練

(消防液管)

第38条 消防演習は、難、団員の規律の保持と団体行動の斉一を図り、併せて非常災害時における現場行動に習熟させるために実施するものとする。

第7章 登報の発令、伝達

(火災警報)

- 第39条 消防長は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第22条の規定により、気象の状況が火災の 予防上危険であると認めたときは、管理者に報告し、承認を受けて火災警報を発令しなければならない。
- 2 火災警報発令条件は、別表3による。

(火災警報発令の開知)

- 第40条 所属長は、火災警報が発令されたときは別表4に掲げる要領により、地域住民に周知しなければならない。 (火気の使用制限)
- 第41条 所属長は、火災警報が発令されたときは、北後志消防縮合火災予助条例(昭和61年3月27日条例第3号) 第29条の規定による火気の使用制限を行い、火災の未然防止に努めなければならない。

(火災警報の解除)

- 第42条 消防長は、気象の状況が火災の予防上危険がない状態に至ったと認めたときは、その状況を管理者に報告し、火災警報を解除しなければならない。
- 2 火災警報を解除したとき所属長は、発令の要領に準じて一般住民に伝達しなければならない。

第8章 似害対策

第1節 通信、情報計画

(情報収集、連絡)

第43条 所属長は、気象の状況等により火災、その他の災害が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、通信連絡系統図(緊表5)に基づき、速やかに関係機関に対し必要に応じて通信連絡するとともに、情報収集に努めなければならない。

(建報)

- 第44条 消防長は、非常災害が発生したときは、速やかに被害状況を把握し、次の各号について管理者に連報する ものとする。
- (1) 発生日時
- (2) 被災の状況(被災面積、棟数、種災世帯、死傷者数)
- (3) 被害の進展状況
- (4) 防ぎょ行動の概要
- (5) 気象状況、その他

(知事への連報)

- 第45条 消防長は火災、災害等速報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官過速)に定める連報基準 に該当する災害が発生したときは、知事に連報しなければならない。
- 2 前項の連載は、電話、電報または無線電話によって速やかに報告し、逐次状況が判明するに従い第2報、第3報を もって確実に補正しなければならない。

第2節 災害広報計画

(避難命令)

- 第46条 消防長は、危険物の飛散、流出等の事故により火災が発生するおそれが大であり、若しくは火災が発生しその範囲が拡大するおそれがあって住民の生命、身体に危険があると認めたときは、管理者の承認を得て、一定の区域内の住民に対して避難を命じなければならない。
- 2 前項の避難を命じたときは、風向き及び延焼の及ぶ範囲を想定し、地域住民及び罹災者等に広報して、各町村の災防計画に指定する避難場所又は安全な場所に避難させなければならない。

第9章 警防計画

第1節 召集計画

(四集)

第47条 消防長又は所属長は、火災、その他の災害が発生し又は発生するおそれがあるとき及び警戒、警債のため必要があると認めるときは、職、団員に召集を行うものとする。

(召集の区分)

第48条 召集の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1号召集 職、団員の全部を招集する場合とし、サイレン吹鳴によって召集する。
- (2) 第2号召集 職、団員の一部を召集する場合とし、電話又は口頭によって召集する。

(参集場所)

第49条 召集を受けた職、団員は、特に場所を指定された場合を除き、所属の課又は署所若しくは消防団話所に連 やかに参集し、上司の指揮に従わなければならない。

(適防隊の構成)

第50条 所属長文は団長は、職、団員を招集したときは、ただちに消防隊を縄成しなければならない。

第2節 出勤計画

(出動)

第51条 消防隊は、火災が発生したときは、本節に定めるところにより、ただちに出動して火災状況を判断し、最善の 方法を持って助ぎょにあたらなければならない。

出動の種類

第52条 出動の種別は、火災出動、特命出動、応援出動及びその他の出動とする。

(火災出)

第53条 火災出動は、第1種出動、第2種出動、第3種出動に区分し、次によるものとする。

- (1) 第1種出勤 偵察出勤及び所轄署所より2台以下の出勤とする。
- (2) 第2種出勤 署所より同時2台出勤とする。
- (3) 第3種出勤 所轄全消防隊の出勤とする。

(特命出動)

第54条 特命出動は、所轄外で発生した火災、その他の災害で、当該所轄所属長又は団長からの出動の要請があったとき、又は消防長が必要と認めたときに、消防長から特命を受けた消防隊が出動するものとする。

広播出動

第55条 応援出動は、応援要請を受けた場合、応援協定に基づき出動するものとする。

(その他の出動)

第56条 その他の出勤は、次の各号によるものとする。

- (1) 火災以外の災害に出動するとき。
- (2) その他必要と認め出動するとき。

第3節 特別警戒計画

(特別警戒)

第57条 所属長は、火災警報が発令されたときまたは火災の警戒上必要と認めたときは、特別警戒を実施しなければならない。

- 2 特別警戒の種別は、次の4種とする。
- (1) 火災警報発令特別警戒
- (2) 火災危険期特別警戒
- (3) 議末特別警戒
- (4) 特命特別警戒

(火災警報発令特別警戒)

第58条 所属長は、火災警報が発令されたときは、速やかに次の各号に掲げるうち必要な事項について、措置をとり、 警戒態勢の万全を期さなければならない。

- (1) 非常時消防隊の編成
- (2) 機械器具の点接整備
- (3) 通信勤務の強化
- (4) 警戒巡視及び予防広報
- (5) その他必要と認める措置

(火災危険期特別警戒)

第59条 所属長は、強風乾燥期、採暖期等の火災多発期及び延焼危険期にあって、火災の警戒上必要があると認めたときは、次の各号について実施計画をたて、警戒体制を強化しなければならない。

- (1) 消防隊の増強及び出動体制の強化
- (2) 機械器具の点検整備
- (3) 地理水利調査の強化
- (4) 予防査察及び予防広報
- (5) その他必要と認める事項

(藏末特別警戒)

第60条 所属長は、毎年12月15日から31日までの間、前条各号に掲げる事項について、実施計画をたて、能末警戒を行わなければならない。

(特金特別學會)

第61条 所属長は、祭典又は特別な維物等がある場合で、特に必要があると認めたとき又は消防長から特命があった ときは、前3条に準じて特別警戒を行わなければならない。

第4節 火災警防計園

(警防計画の種別)

第62条 警防計画は、次の2種とする。

- (1) 特殊建築物質訪計面
- (2) 危険区域警防計画

(計画の周知)

- 第63条 所属長は、特殊建築物警防計画及び危険区域警防計画をたて、所轄の職、団員に周知させなければならな い。
- 2 前項に規定する警防計画をたてたときは、消防長の承認を得るとともに、その適正な運用を図らなければならない。

(計画作成要領)

第64条 警防計画の作成は、別に定める火災警防計画作成要領によるものとする。

第10章 救急業務

第1節 平常時における計画

(飲急業務)

第65条 平常時における教急業務の実施については、北後志消防組合教急業務実施規程(昭和49年5月2日規程 第6号)に基づいて行うものとする。

(資器材の储蓄)

第66条 所属長は、牧急業務の実施に必要な資器材並びに応急資器材の状況掌握に努めるとともに、補給等について必要な事項を定めておかなければならない。

第2節 非常時における計画

(特殊救急業務)

第67条 所属長は、多数傷病者発生救急事故が発生し、第65条に定める救急体制のみでは対処できないと認められたときは、特別救急隊を編成して救急活動体制を強化し、救急業務を行わなければならない。

(救急業務計画)

第68条 消防長は、前条の教急業務を円滑かつ迅速に実施するため教急業務計画をたてておかなければならない。 第11章 応援協定

(応援協定)

第69条 消跡組織法第21条の規定に基づき、応援協定を締結する。

(協定組合等)

第70条 消動の相互応援について、北海道の市、町及び消防の一部事務組合が協定する。

(広接巻譜

- 第71条 消防長は、火災、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり応援要請を必要とする事態に至った ときは、応援協定に基づき応援の要請をするものとする。
- 2 消防署長は、応援について特に緊急を要するとき、若しくは消防本部との通信連絡が迅速に行えないときは、応援 協定に基づき直接応援を要請することができる。
- 3 前項の場合は、できる限り速やかに、その結果を消防長に報告しなければならない。
- 4 応援を要請したときは、消防事象並びに現場の状況に応じ誘導員を配置しなければならない。 (広場の分広)
- 第72条 消防長は、応援協定に基づく応援の要請があったときは、至近の所属長に対し応援出動するように命ずる ものとする。
- 2 所属長は、消防長から応援出勤を命ぜられたときは、速やかに消防隊を編成して出勤させ、応援協定に基づき現場活動に従事させなければならない。

(応援に対する補充)

第73条 消防長は、前条の応援出勤を命じたことにより当該所轄内における警備体制が防災上支障を生ずると認められる場合、当該警備体制を補充、強化するため至近の所属長に対し消防隊を出勤させ、警備に当たるよう命ずるものとする。

(港用)

第74条 前3条の規定は、組合管内における特命出動に関する要請、命令及び出動等の場合について準用する。 (災害出動)

第75条 消助長は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第58条の定めるところにより組合構成町村において

災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき、若しくは当該町村長から地域防災計画に基づく災害出動 の準備又は出動を要請されたときは、所轄の所属長に対し、災害出動の準備又は出動を命ずるものとする。

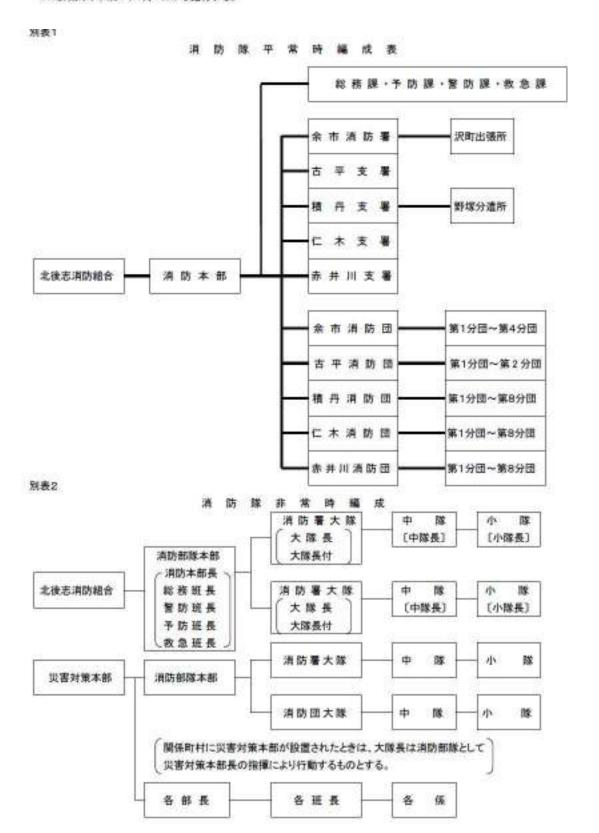
附則

(施行期日)

この計画は、昭和60年10月1日から施行する。

BH D

この計画は、平成4年4月1日から施行する。



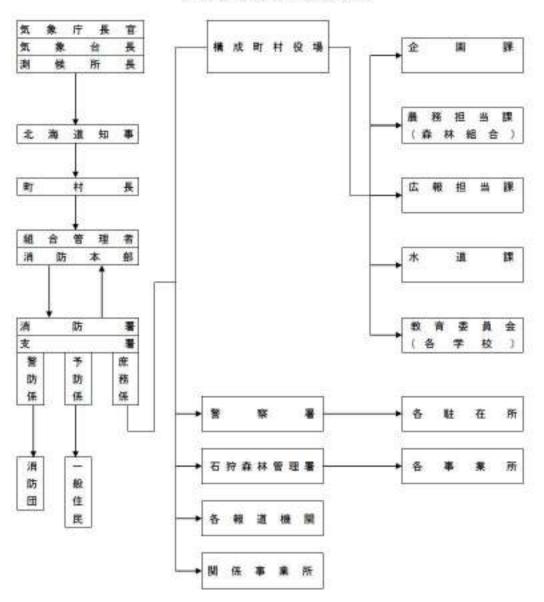
別表3

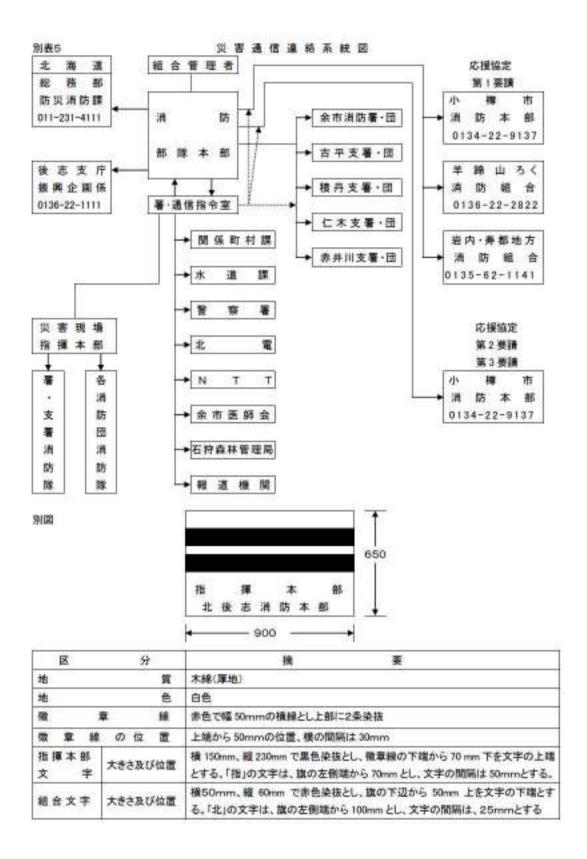
火災豐糧免令基準

- 1、実効温度が60%以下であって
- 2、 最小湿度は40%を下り
- 3、最大風速14mを超える見込みのとき
- ※ 以上の条件を満たしたとき、火災警報を発令する。

別表4

火災警報発令伝達系統図





				1	色 膜 区	域	智 防 計 1	則院	明書		様式 1
1			指定	K利				曲			
出場	出場まで	種	番号	所在地	運用	п	ホース	場区	出場	現場まで	部隊の運用
障名	の距離	91	容量		方法	數	使用本数	分	隊名	の距離	-
							- 0				
							ř				
地形道路の						9 1			fa:上 の		
状 浞								_	重点		
建物 の 状況								RU	救助 避難 対策		
水 判 の 状 況								債	考		
鼓理番号	1				危!	策 区	域警防	21 1	E 8		様式1の2

			特殊建	築物質	防計画	且 次		様式	2
整理番号	場	所	業塾	名称	整理番号	塌	所	業態	名 称
					-				

整理技	新号					特殊	建算	物	2	坊 計 園	說明	1 (2)		様式	2002
所在		.10		管理				Ŧ	18				棒数	建源	延南積
名称	L,			氏	SAU.					指定	皇物				
收容	歷	٨	Ħ	98		網部	痈			付属					
人員	夜	Å	組	維		200	做			建物					
出		****		推	定力	K #I	Γ					利まで			
助区分	出場 隊名	現場まの距離	35.5	種別	容量	所在地	運用	方法	数	ホース 使用本数	0	要本数	部隊の運用事		
_															
	牧助					-			7600	ぎょ上					
000	避難対策								37/0	防設備の 用方法					
Ó	よ上 の 重点							2	債	考					

整理 番号	寺 辣	建	築	物	景	Dh	#†	阊	100			標式	2003
対名 象 物称													
										平成	年	Я	FI

整理 番号		特	殊	建	築	物	整	Dj	R+	M	平	面	×		標	式2の4
対名 象 物称	Å													And a		

資料 5-4 北海道雪害対策実施要綱

北海道地域防災計画(H24年6月 北海道防災会議) 第4章 予防計画より(抜粋)

北海道雪害対策実施要綱

第1 目 的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害(以下、「雪害」という。)に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」(以下、「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気 象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月~12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検
- 2 第二次目標
 - (1) 期間 12月~3月
 - (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並 びに情報等を連絡部に通報する。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、12月20日から翌年4月10日までの毎日、 積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、開始日及び終了日を変 更することがある。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪 状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。

なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
		2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交
第1種	1,000 台/日以上	通を確保する。
		異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
	000 /> / □ 101	2 車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施
第2種	300 台/日以上	しない。
	1,000 台/日未満	異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
		2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施し
然 o 廷	900 4 /日 七洲	ない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。
第3種	300 台/日未満	異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを
		得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間 2 4 時間体制で除雪作業を行い交通の 確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道支店

東日本電信電話株式会社北海道支店は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講 ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、 関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の 措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとと もに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

- (1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。
- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。
- (3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意 喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道(株)北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道支店

東日本電信電話株式会社北海道支店は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、 急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあ ったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局・振興局協議会の体制

総合振興局・振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する 所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。

- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整え ること。
 - 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
 - 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社北海道支店、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。 連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

(1) 札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、3月15日から4月10日までの毎日、積雪 速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、終了日を変更することがある。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に 応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。
- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による 災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせ て、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並 びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図 るものとする。
- (3) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。) 水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。) は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

(1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、 迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。
- (3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道支店及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

(1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報 媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

- (1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が 及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができ ないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局・振興局地域災害対策連絡協議会の体制

総合振興局・振興局地域災害対策連絡協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を 確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

被災宅地危険度判定実施要網

平成21年8月21日 改正被災宅地危険度判定連絡協議会

(目的)

第1条 この要綱は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 宅地 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度 判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれの ある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から 危険度を分類することをいう。
- 三 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、当該市町村を管轄する都道府県の災害対策本部に設置する組織をいう。

(危険度判定の責任体制等)

- 第3条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。
- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定 の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 危険度判定の実施に係る経費については、原則として宅地判定士の派遣を要請した市町村及び都 道府県が負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町村及び都道府県と十分協議するもの とする。

(連絡支援体制等)

- 第4条 都道府県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における危険度判定 活動を支援し、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、他の都 道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し宅地判定士の派遣等につ いて調整を要請することができる。ただし、市町村の要請が無い場合でも必要に応じて都道府県が積 極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。
- 2 国土交通省は、都道府県から前項の要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、あわせて独立行政法人都市再生機構(以下「都市再生機構」という。)に宅地判定士の派遣を要請するものとする。

- 3 都道府県は、管下の被災した市町村、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。
- 4 都市再生機構は、国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地 判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

(判定結果の表示等)

第5条 市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する 等、必要な措置を講じるものとする。

(被災宅地危険度判定士)

- 第6条 都道府県知事及び都市再生機構理事長(以下「都道府県知事等」という。)は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、別に定める被災宅地危険度判定実施マニュアル(以下「実施マニュアル」という。)に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。
- 2 宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者で、実施マニュアルに 規定する宅地判定士の業務を実施する能力があり、次の各号いずれかに該当する者は、第11条に 定める被災宅地危険度判定士養成講習会(以下「講習会」という。)を受講し、修了した後、その居 住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県知事に、被災宅地危険度判定士登録申請書及び別に定 める書類(以下「申請書等」という。)を提出することにより、前項の登録を受けることができる。 ただし、都市再生機構の職員である者が前項の登録を受けようとするときは、その居住地又は勤 務先の所在地にかかわらず、都市再生機構理事長に申請書等を提出し、登録を受けるものとする。
- 一 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当する者
- 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する 技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して 10年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事等が認めた者
- 四 その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による 土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5年 以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として都道府県知事 等が認めた者
- 3 都道府県知事等は、前項の申請書等の提出を受けたときは、速やかに第1項の登録を行い、被災 宅地危険度判定士登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。
- 4 都道府県知事等は、第2項及び第3項の規定によらず、学識経験者等の第2項各号と同等以上の 知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。
- 5 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日(前項に該当する場合にあっては、都道府県知事等が認めた日)から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。
- 6 宅地判定士登録の詳細に関しては、別に定める要領による。

(宅地判定士登録の更新)

第7条 前条第1項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに、講習会を受講し、修了した場合、又は都道府県知事等が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、その登録を受けている都道府県知事等に、被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証(以下「更新申請書等」という。)を提出することにより、登録を更新することができる。

- 2 都道府県知事等は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、すみやかに第6条第1項の登録 を行い、新たな登録証を交付するものとする。
- 3 前項による登録の有効期間は、前条第5項に準ずる。

(宅地判定士名簿)

第8条 都道府県知事等は、前二条により宅地判定士の登録を行った場合には、すみやかに別に定める 事項を被災宅地危険度判定士名簿(以下「名簿」という。)に記載しなければならない。

(名簿記載事項の変更)

- 第9条 宅地判定士は、前条に定める名簿記載事項に変更を生じたときは、第3項に該当する場合を除き、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書及び登録証(以下「届出書等」という。)を、登録を受けた都道府県知事等に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、すみやかに名簿を訂正し、必要に応じ 記載事項を変更した登録証を新たに交付しなければならない。
- 3 宅地判定士は、登録をその居住地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて居住地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を居住地の都道府県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び登録をその勤務先の所在地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて勤務先の所在地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を勤務先の所在する都道府県以外の都道府県に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするとき、並びに都市再生機構職員である者が職員でなくなったときは、届出書等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。

また、宅地判定士が新たに都市再生機構の職員となったときには、届出書等を都市再生機構理事長に提出するものとする。

- 4 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、第8条に準じその内容により名簿の記載を訂正するとともに変更前の登録を行なっていた都道府県知事等に通知し、あわせて記載事項を変更した登録証を届出書を提出した宅地判定士に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事等は、第6条第2項第3号及び第4号に該当し、同条第1項の登録を受けた宅地判定 士又は同条第4項により登録を受けた宅地判定士に、第3項に該当する変更が生じたときは宅地判定 士の登録を取り消さなければならない。

(登録証の再交付)

- 第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅地 危険度判定士登録証再交付申請書を、登録を受けた都道府県知事等に提出し、新たな登録証の交付を 受けることができる。
- 2 都道府県知事等は、前項の申請書の提出を受けたときは、すみやかに新たな登録証を交付しなければならない。
- 3 登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証が 発見された場合にはすみやかに発見した登録証を新たな登録証の交付を受けた都道府県知事へ届け 出なければならない。

(講習会)

第11条 都道府県、協議会等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、 危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を実施することができる。

(宅地判定士の災害補償)

第12条 協議会は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に起 因する疾病に罹った場合に係る補償制度を整備しなければならない。 2 前項の補償制度の詳細に関しては、別に定める細則による。

(判定調整員)

- 第13条 都道府県知事等は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に 行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員(以下「判定調整員」という。)とし て認定するものとする。
- 2 判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度 判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報 告等を行う。
- 3 都道府県知事等は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、名簿に記載しなければならない。 (被災宅地危険度判定地域連絡協議会)
- 第14条 都道府県及び市町村等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を円滑に運用するため、都道府県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。 (都道府県実施要綱等)
- 第15条 この要綱による危険度判定実施の詳細に関しては、実施マニュアル等の別に定める細則による。
- 2 都道府県知事等は、この判定制度の的確な実施を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置付けるとともに、この要綱及びこの要綱により定めることとされている細則等に含まれない、都道府県等における特殊な状況により必要となる事項を規定する細則として、都道府県等ごとに実施要綱を定めるものとする。

(雑則)

- 第16条 都道府県知事は、管下の市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の 実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な助言を行うことができる。
- 2 協議会は、判定制度の目的を達成するために、必要な連絡調整に努め、この要綱が適正に運用されるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成10年2月6日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。
- 3 都道府県知事等は、平成15年3月31日までに前項の体制を整備しなくてはならない。
- 4 第2項に定める間、第6条第2項の申請書等及び第7条第1項の更新申請書等並びに第9条第3項 の届出書等は、協議会会長に提出するものとする。
- 5 第2項に定める間、第6条第3項及び第7条第2項並びに第9条第4項の「都道府県知事等」を「協議会会長」に、第9条第4項の「協議会会長」を新たな登録先として届出者が指定した都道府県知事等にそれぞれ読み替えるものとする。
- 6 協議会会長は、前項の読み替えにより第6条及び第7条の登録を行った場合には、第8条に準じ記載した名簿を、次項又は第7項により指定された都道府県知事等に送付するものとする。
- 7 第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者は、第2項の期間終了後に登録されるその居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県をあらかじめ指定することができる。
- 8 前項の指定を行わずに登録を受けた者は、申請の時点におけるその者の勤務先の所在地の都道府県を前項により指定したものとみなす。
- 9 前二項にかかわらず、第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者が都市

基盤整備公団の職員である場合には、第7項の指定の有無にかかわらず、同項により都市基盤整備公団を指定したものと見なす。

- 10 第2項により協議会会長が行った業務は、同項の期間終了後、第7項又は第8項により指定された都道府県知事等が行ったものとみなす。
- 11 都道府県知事等は、第2項の期間中、第6条第2項第3号及び第4号並びに第6条第4項の規定による認定を行うことができないものとする。

附則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成11年6月3日から施行する。
- 2 都市基盤整備公団の職員であって、平成11年6月3日に、すでに宅地判定士として登録を受けている者については、登録時に改正後の附則第7項により指定を行い登録されたものと見なす。
- 3 前項に該当する宅地判定士については、名簿を訂正し、あわせて記載事項を訂正した新たな登録証 を交付するものとする。

附則

この改正による新たな要綱は、平成13年5月31日から施行する。

資料 5-7 北海道被災宅地危険度判定連絡協議会における危険度判定の相互支援に関する申し合わせ

北海道被災宅地危険度判定連絡協議会における危険度判定の相互支援に関する申し合わせ

(目的)

- 第1条 この申し合わせは、北海道被災宅地危険度判定実施要網(以下「道実施要網」という。)
- 第7条第1項に基づき、知事から北海道被災宅地危険度判定連絡協議会(以下「道協議会」という。)会員に対し、当該協議会会員に所属する被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)の派遣要請があった場合における、道協議会の取扱いその他必要な事項をあらかじめ定めることにより、迅速かつ円滑に宅地判定士を派遣する等、危険度判定を的確に実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(派遣要請に対する取扱い)

第2条 道協議会の会員(以下「会員」という。)は、道実施要網第7条第1項に基づき、知事から宅 地判定士の派遣要請を受けたときは、その市町村に所属する宅地判定士の派遣等の可否について、 別記第1号様式に定めるところにより、知事に対し回答する。

(派遣等の決定)

第3条 会員は、道実施要網第7条第3項に基づき、知事から支援計画案の通知があったときは、宅 地判定士の派遣等を決定し、別記第2号様式に定めるところにより、知事に通知する。

(派遣等の実行)

第4条 会員は、道実施要網第7条第4項に基づき、知事から支援計画の通知があったときは、支援 計画に基づき所属する宅地判定士を被災市町村に派遣する等、必要な措置を行う。

(職員派遣の取扱い)

第5条 会員が、その所属する職員である宅地判定士を被災市町村に派遣するときは、公務又は業務 による出張として取り扱う。

(費用負担等の取扱い)

第6条 危険度判定の相互支援に伴う費用負担等の取扱いについては、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(平成9年11月5日北海道、北海道市長会、北海道町村会が締結)」に準じて取り扱う。

(他の都府県に対する支援)

- 第7条 会員は、道実施要網第12条に基づき準用する同要網第7条第1項から第4項の規定により、 知事から他の都府県若しくは国土交通省からの危険度判定のための支援要請について依頼があった ときは、第2条から第4条の規定に準じて、宅地判定士の派遣等の支援措置を講じる。
- 2 会員が、前項により宅地判定士を派遣するときは、第5条の規定に準じて取り扱う。

この申し合わせは、平成15年7月4日から施行する。

附則(平成18年8月1日)

この改正による新たな申し合わせは、平成18年8月1日から施行する。

資料 5-8 北海道災害義援金募集委員会会則

北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項及び北海道地域 防災計画第32節災害義援金募集(配分)計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業 務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

- 第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。
- (2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。
- (3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

- 第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。
- (2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- (3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の 実施について委託(注)を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものである ことから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項1号に規定 する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定 (昭和34年9月1日 甲北海道知事 乙日赤北海道支部長)

資料 5-9 災害義援金募集事業要綱骨子

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

1 義援金募集要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「○○災害義援金募集要綱」とする。

2 実施主体

北海道災害義援金募集委員会とする。

(事務局:日本赤十字社北海道支部)

3 構成団体

委員会構成団体名を明記する。

4 趣旨

都度委員会において定める。

5 義援金の種別

募集する義援金は原則として現金とする。

特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。

6 募集期間

都度委員会において定める。

7 損金等の取扱い

委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。

8 義援金の受付窓口

各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。

9 受領書の発行

各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。 ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書 (免税領収書) の発行手続きをとるものとする。

- (2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金

各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。

- (2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。
- 11 広報·周知

義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。

- (2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い

義援品は原則として取扱わない。

13 経費

各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

資料 5-10 北海道災害義援金配分委員会会則

北海道災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第32節災害義援金募集 (配分)計画に基づき北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施す ることを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局福祉援護課(以下「北海道」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

- 第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。
 - (2) 委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。
 - (3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

- 第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。
 - (2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。
 - (3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(配分要綱等)

第7条 義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

資料 5-11 災害義援金配分事業要綱骨子

災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

1 義援金配分要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「○○災害義援金配分要綱」とする。

2 実施主体

北海道災害義援金配分委員会とする。

(事務局:北海道保健福祉部福祉局福祉援護課)

3 構成団体

委員会構成団体名を明記する。

4 趣旨

都度委員会において定める。

5 配分方法

北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金(預金利子を含む)は、速やかに委員会を開催 し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。

6 広報・周知

義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。

7 経費

各構成団体が義援金の配分結果について公表する諸経費については、その団体が負担する。

- (2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。
- 8 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

資料 5-12 事業別国庫負担等一覧

■事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体
		町
	河川	玉
		道
	海岸	JJ
	プトアナラル / 世	玉
	砂防設備	道
	林地荒廃防止施設	道
		国
	地すべり防止施設	道
	急傾斜地崩壊防止施設	道
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法		町
	道路	国
		道
		町
	港湾	管理組合
		国
	\h_ \\\.	玉
	漁港	道
	- L >4	町
	下水道	道
	公園等	II.
		町
空港整備法	空港	玉
		道
		町
	農地	土地改良区等
		道
		町
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補	農業用施設	道土地
助の暫定措置に関する法律		改良区等
		町
	林業用施設	道
		組合
	共同利用施設	組合
水道法	水道施設	町
土地改良法	農業用施設	開発局
公営住宅法	公営住宅	町

適用法令	事業名	事業主体
		道
		町
II. Set ITI SH VI.	/n =#+4-=n	道
生活保護法	保護施設	社会福祉法人
		日赤
		町
老人福祉法	老人福祉施設	道
		社会福祉法人
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設	IJ
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	IJ
≠≠™ 1 ¾	43 /u=#+ /== n.	道
売春防止法	婦人保護施設	社会福祉法人
		町丁
旧辛妇外	児童福祉施設	道
児童福祉法	九里怕性/ 他	社会福祉法人
		日赤
		町
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	道
		社会福祉法人
精神保健及び精神障害者福祉に関する		町
法律	精神障害者社会復帰施設	道
公 伊		非営利法人等
感染症の予防及び感染症の患者に対す	感染症指定医療機関	町
る医療に関する法律	感染症法予防事業	町
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校	町丁
五五子仪	公业子 仪	道
	建	町丁
都市災害復旧事業国庫補助に関する基	街路	道
本方針	都市排水施設等	IJ
	堆積土砂排除	町

資料 5-13 罹災証明書書式

第	-5	<u>コ</u> .													
					r	Ŋ)	災	証	明	書				
世	帯	主	氏	名											家族数
住				所											
	災:	害の) 原	、因											
10	りら	災年	月日	時											
り 	り	災	場	所											
災事		住		家	自家、	借家、	全壊、	半壊、	全焼、	半焼、	流失、	床上浸水 床下浸水			
項	り災状	家		財	滅失、	流失、	焼失、	き損、		分の1	以上				
内	状況	生		命	死亡	名 重	重傷 名	5 軽傷	易 名	行方不	下明 名				
		そ	の	他											
	氏			名	続柄	性別	年齢	学年			摘		要		
世															
帯															
人															
員															
貝															
	備			考										<u> </u>	·

上記のとおりり災したことを証明する。

 平成
 年
 月
 日

 積丹町長
 回

月	日	援	護	状	況	等		認	印
							l l		

- 1 救助物資の受領にあたっては、本証明書の提示をしないと支給されません。
- 2 物資等を受領したときは「援護状況等」の記載を確認してください。
- (注) 「援護状況等」欄はできるだけ詳細に記載し、責任者が認印を押す。

資料 5-14 救助法の適用基準・救助の種類

■ 救助法の適用基準

	適り	見 基 準		摘 要
				1 住家被害の判定基準
被害区分	町単独の 場合	相当広範 囲な場合 (全道 2,500世帯 以上)	被害が全道にわた り、12,000世帯以 上の住家が減失し た場合	・減失:全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの 又は損壊が甚だしく、補修により再使用する ことが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出 した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要 素の経済的被害を住家全体に占める損害割合
町の人口	住家峡	住家減失 世帯数		で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼:2世帯で減失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通 りに再使用できる程度のもので、具体的には
5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、その住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの・床上浸水:3世帯で減失1世帯に換算
				床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの 2 世帯の判定 (1)生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2)会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

■ 救助の種類

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受け て2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定~町設置~道 (ただし、委任したときは 町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品 の給与又は貸与	10 日以内	町
医療	14 日以内	医療班〜道・日赤道支部 (ただし、委任したときは 町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班〜道・日赤道支部 (ただし、委任したときは 町)
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1ヶ月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内	町
子用品の結子	文房具等 15 日以内	町
埋葬	10 日以内	町
遺体の捜索	10 日以内	町
遺体の処理	10 日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	町

⁽注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

資料 5-15 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画(地震防災計画編)」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 応急危険度判定(以下、「判定」という。)

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を 図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等 を行うことをいう。

- 2 応急危険度判定士 前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。
- 3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

- 1 市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部(以下、「実施本部」という。)の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- 2 市町村長は、判定実施の決定をした場合、速やかにその旨を知事(総合振興局長)に報告するものとし、判定の実施後その結果を知事(総合振興局長)に報告するものとする。
- 3 市町村長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、知事(総合振興局長)に応急 危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター(以下「応急危険度判定士等」という。)の支援 を要請することができる。
- 4 知事(総合振興局長)は、市町村長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、速やかに当該総合振興局内に存する北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会(以下「地区協議会」という。)に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。
- 5 総合振興局長は、被害が大規模で広範囲にわたることにより、応援が必要であると判断した場合、速やかに知事に報告し、応急危険度判定士等の支援を求めるものとする。
- 6 知事は、前項の要請を受けた場合、速やかに北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

第4 実施本部の設置

- 1 市町村長は、判定の実施を決定した場合、実施本部を設置し、指揮監督する職員の決定、応急危 険度判定士等の受入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。
- 2 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、 「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」(以下、「実施本部業務マニュアル」という。)による。

第5 判定の実施に関する道と市町村の間の連絡調整等

- 1 道及び市町村は、判定調査の活動をより迅速かつ的確に実施するため、各総合振興局ごとの地区 協議会及び連絡協議会において、事前の連絡、判定実施に必要な事項の調整等を行う。
- 2 総合振興局長は、経済部建設指導課に応急危険度判定支援地方本部(以下「支援地方本部」という。)を設置するとともに、市町村長が判定の実施を決定した場合又は応急危険度判定士等の派遣を要請した場合、地区協議会に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 3 総合振興局長は、支援地方本部の設置、判定調査の実施状況等の報告及び応急危険度判定士等の 支援要請を知事に行うものとし、知事は、報告及び要請の内容を確認するとともに総合振興局長に 必要な指示を行うものとする。
- 4 知事は、建設部建築指導課に応急危険度判定支援本部(以下「支援本部」という。)を設置するとともに、総合振興局長等から支援要請があった場合は連絡協議会等に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 5 支援本部及び支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本 部業務マニュアル」(以下「支援本部業務マニュアル」という。)及び「応急危険度判定支援地方本 部業務マニュアル」(以下「支援地方本部業務マニュアル」)による。

第6 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下、「全国協議会」という。)が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村長は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等 を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連 の業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 知事は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 4 知事は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。

第8 他の都府県に対する支援要請

知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、北海道・東北8道県 相互応援に関する協定に基づく要請のほか、国土交通省及び全国協議会に応急危険度判定士等の支援 を要請することができる。

第9 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災築物応急危険度判定マニュアル」による。

第10 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」、道が作成する「支援地方本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル」による。

第11 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び 登録を行うものとする。

第12 判定用資機材の調達、備蓄

- 1 市町村は、判定実施のため、次に示す資機材等を必要度に応じて備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。
- (1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等
- (2) ヘルメット、クラックスケール、下げ振り、サインペン、蛍光ペン、バインダー等
- (3) 被災街区までの移動車両、自転車等
- 2 道は、市町村と協力して資機材の備蓄に努めるものとする。

第13 他の被災都府県に対する支援に関する事項

知事は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は全国 協議会から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、連絡協議会及び地区協議会と協力し、必 要な支援を行うものとする。

第14 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び 判定活動の実施主体が負担する。

第15 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所用の措置を講じるものとする。
- 2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発をはかるとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。

訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携をはかるものとする。

- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附則

この要綱は、平成11年3月24日から施行する

附則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

6. 各種協定に関すること

■各種協定一覧

区	番	協定の名称	協定の相手方	協定の概要	対応	連絡先
分	号	香美市・積丹町災害	締結年月日 高知県香美市長	大規模災害発生時における相互	章節 第5章	香美市防災対策課
他市町	1	時応援協定	平成 23 年 10 月 14 日	応援活動	第4節	0887-52-8008
	2	国道 229 号通行止め 時の公の施設の相互 利用に関する協定書	古平町長・余市町長 平成 11 年 3 月 26 日	国道 229 号通行止め時の各町住 民を各の公共施設に収容	第6章 14節	古平町総務課 0135-42-2181 余市町企画政策課 0135-21-2142
村との協	3	原子力災害時におけ る広域避難等に関す る覚書	札幌市長 平成 26 年 3 月 24 日	北電泊発電所で原子力災害が発 生した場合の避難応援協力	第8章	札幌市危機管理対 策室 011-211-3062
定	4	災害時等における北 海道及び市町村相互 の応援等に関する協 定	北海道知事 北海道市長会 北海道町村会 平成 27 年 3 月 31 日	災害対策基本法に規定するする 災害及び国民保護への対応につ いての相互応援	第5章 第4節	第1要請後志振 興局及び管内市町 村 第2要請、第3要請 まであり
	5	北海道地方における 災害時の応援に関す る申し合わせ	北海道開発局長 平成 22 年 5 月 31 日	町内において大規模自然災害に より土木施設等の被害が発生し た場合の緊急的応援	第6章第22節	北海道開発局小樽 開発建設部(防災対 策官) 0134-23-5119
公共施設	6	災害時における被災 車両等の移動に関す る協力協定	社団法人札幌地方自動車整備振興会余市支部長平成19年7月13日	大規模災害等による被災車両の 移動及び一時保管、応急活動に 必要な車両等の提供	第6章 第14節	支部長: 古平町 (有)信自動車工業 0135-42-4353
等応急復旧	7	災害等の発生時における積丹町と北海道 エルピーガス災害対策協議会の応急・復 旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス 災害対策協議会現、地 本部長 平成23年8月24日	災害等発生時に必要な LP ガス の応急・普及活動を行うための 情報提供と会員事業者に対する 指示	第6章 第20節	(社)北海道エルピ ーガス協会小樽支 部 0134-25-2361
	8	災害時協力協定	一般財団法人北海道 電気保安協会理事長 平成24年10月26日	自然災害や重大事故発生時に公 共施設の電力復旧のために必要 な応急対策活動	第6章 第19節	北海道でんき保安 協会小樽支部 0134-23-5382
自衛隊	9	大規模災害時等の連 携に関する協定書	陸上自衛隊第 11 旅団 第 11 特科隊長 平成 27 年 1 月 23 日 (北後志 6 市町村)	災害に際して相互に連携し、迅 速かつ円滑に災害応急対策を行 い、住民の安全を確保	第6章第7節	第 11 特科隊 防衛・防災・国民保 護担当幹部 011-581-3139 (内 2681)
飲料	10	災害対応型自動販売 機による協働事業に 関する協定	北海道コカ・コーラボ トリング株式会社代 表取締役社長 平成 21 年 12 月 22 日	①自動販売機電光掲示板による 情報提供 ②緊急時における自動販売機内 在庫の無償提供(美国町内2か 所設置)	第6章 第16節	北海道コカ・コーラ ボトリング (株) 小 樽事業所 0134-28-3577
水提供	11	災害時における飲料 水の提供に関する協 定	株式会社伊藤園総務 部長 平成24年12月27日	災害対策本部設置時における飲料水提供要請に営業拠点在庫飲料により応じる	第6章	(株)伊藤園札幌西
ÞΣ		覚書	株式会社伊藤園札幌 西部支店支店長 平成23年12月7日	自然災害により、避難勧告、避 難指示が発令された場合、自動 販売機内の飲料水を無償提供 (美国町内2か所設置)	第 16 節	部支店 0133-72-0811

区分	番号	協定の名称	協定の相手方 締結年月日	協定の概要	対応章節	連絡先
資 機 材	12	災害時におけるレン タル機材の供給に関 する協定著	株式会社共成レンテ ム代表取締役社長 平成25年4月1日	災害時に保有するレンタル機材 の供給	第5章 第3節	(株) 共成レンテム 余市営業所 0135-31-2355
緊急輸送	13	災害時等における緊 急・救援輸送に関す る協定書	札幌地区トラック協 会北後志支部長 平成 28 年 3 月 28 日 (北後志 5 町村)	災害発生時等の場合、必要な物 資の緊急・救援輸送	第6章 第15節	北後志支部事務局: (有)仁木小型運輸 0135-32-2074
防災情報	14	防災情報の共有に係 る協定書	北海道開発局長 平成 20 年 9 月 25 日	北海道開発局が所有する光ファイバ網を利用して防災情報を共有(町建設課に設置のパソコンによる映像確認)	第6章 第1節	北海道開発局小樽 開発建設部(防災対 策官) 0134-23-5119
広報活動	15	災害発生時における 積丹郵便局と積丹町 の協定に関する協定	郵便局株式会社代表 美国郵便局 平成 20 年 6 月 30 日	災害発生時の広報活動、避難者 リスト等の情報相互提供、車両 の提供等	第6章 第3節	美国郵便局 0135-44-2321
広域消防	16	北海道広域消防相互 応援協定	各市町村・消防組合 平成3年2月13日	消防機関の相互応援	第5章 第10節	

資料 6-1 香美市·積丹町災害時相互応援協定書

香美市·積丹町災害時相互応援協定書

姉妹都市である高知県香美市と北海道積丹町は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 8 条第 2 項第 12 号の規定に基づき、災害時の相互応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第2条 この協定は、両市町のいずれかの地域において、地震等の大規模な災害が発生し、当該被害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が独自では十分に被災者の救援等の応援措置が実施できない場合において、市町相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

- 第2条 応援の内容は次のとおりとする。
- (1) 食料、飲料水、生活必需品その他供給に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入れ
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

- 第3条 被災市町が、被害を受けていない市町(以下「非被災市町」という。)に対し応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、緊急を要するときは、これらの事項のうち確認できるものについてのみ明らかにするものとする。
- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの種類及び数量又は容量
- (3) 第2条第3号に掲げる職員の職種及び人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、電話、ファックス、電子メール等、当該要請の時点においてとり得る最も適切な方法により行うものとする。

(応援の実施)

第4条 前条の規定により応援の要請を受けた非被災市町は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

(自主的活動)

- 第5条 地震等の大規模災害発生時において、被災市町から第3条の規定に基づく応援要請がない ときは、非被災市町は、速やかに被災市町の被害状況等について情報収集を行うものとする。
- 2 非被災市町は、前項の情報収集により、被災市町の被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められるときは、第3条の要請を待たずに、自主的に応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

- 第6条 応援に要する経費のうち、前2条の規定により応援活動を実施する非被災市町が提供した 第2条各号に掲げる経費は、非被災市町が負担するものとし、その他の経費は、原則として被災 市町の負担とする。
- 2 前項の規定により難い場合には、別途協議するものとする。

(災害補償等)

- 第7条 第2条第3号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)が、その業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、非被災市町の負担とする。
- 2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が派遣業務の従事中に生じたものについては、被災市町が負担するものとする。ただし、非被災市町側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、非被災市町側の負担とする。

(情報等の交換)

第8条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策に関する必要な 資料、情報等を常時交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、両市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市町双方が署名押印の上、各自その1通を 保有するものとする。

平成23年10月14日

高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

香美市長

北海道積丹郡積丹町大字美国町字船間48番地5

積丹町長

資料 6-2 香国道 229 号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定

国道 229 号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定書は、大雨等により国道 229 号(余市町~積丹町間)が通行止めになり古平町・ 積丹町及び余市町の住民を、一時的に3町各々の施設に収容する際の相互利用に関し必要な事項 を定めるものとする。

(公の施設の相互利用)

第2条 3町は各々2以上の収容施設を指定(別表1)し、通行止めの際は相互の利用に供させる ものとする。

(経費の負担)

- 第3条 各町の施設における諸経費については、次のとおり精算するものとする。
 - (1) 各施設における施設使用料は、無償とする。
 - (2) 現物支給品(食事、寝具借上等)に係る経費は、各町の施設を利用した町民数で按分するものとする。

(事務局)

第4条 この協定の実施に伴う連絡調整・経費精算等のための事務局を古平町企画財政課に置くものとする。

(協定の期間)

- 第5条 この協定は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとする。
- 2 この協定期間満了前に解約の通知がないときは、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以降満了のときも同様とする。

(補則)

第6条 この協定に定めのない事項については、必要に応じてその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し各町長記名押印のうえ、各1通保管する。

平成11年3月26日

(別表 1)

町名	施設名	住所	電話番号
余市町	福祉センター	余市町富沢町5丁目13番地	22-6228
余 市 町	水産加工研修センター	余市町富沢町6丁目117番地	23-6216
積 丹 町	総合文化センター	積丹町大字美国町字船澗 48 番地 12	44-2111
積 丹 町	研修センター	積丹町大字美国字小泊 115 番地	44-3421
古平町	文化会館	古平町大字浜町 40 番地 2	42-2590
古平町	漁港会館	古平町大字港町(古平漁港埋立地)	42-2128

資料 6-3 原子力災害時における広域避難等に関する覚書

原子力災害時における広域避難等に関する覚書

札幌市(以下「甲」という。)と積丹町(以下「乙」という。)は、北海道電力㈱泊発電所で原子力 災害が発生した場合または発生するおそれがある場合において、甲が行う広域避難等の応援協力 を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

(応援協力の内容)

- 第1条甲が行う応援協力の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 一時滞在場所及び予備滞在場所 (一時滞在場所内で宿泊できない場合の予備施設をいう。以下同じ。)の提供
- (2) 一時滞在場所及び予備滞在揚所の開設及び運営に関わる業務を支援するための職員派遣
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に乙から要請のあった事項

(応援協力の実施)

第2条 甲は、この覚書に基づき、可能な限り、乙に対する応援協力を実施するものとする。

(経費の負担)

第3条 甲が行う応援協力に要する経費は、原則として乙の負担とし、その詳細は甲乙協議のうえ 決定するものとする。

(連絡担当部局)

- 第4条 甲及び乙は、この覚書に基づく応援協力の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定める ものとする。
- 2 甲及び乙は、この覚書に基づく応援協力が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に 情報交換を行うものとする。

(その他)

- 第5条 この覚書の実施に際し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年3月24日

札幌市中央区北1条 甲 札幌市 札幌市長

積丹郡積丹町大字美国字船澗48番地5 乙 積丹町 積丹町長

資料 6-4 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道(以下「道」という。)及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、道内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策(以下「応援等」という。)を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法 律第 112 号)が適用される事態に準用する。

(応援等の種類)

- 第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資(食料、飲料水、生活必需物資等)等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(地域区分)

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村と の連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援等の要請の区分)

- 第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。
- (1) 第1要請被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援 等の要請

- (2) 第2要請被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援等の要請の手続)

- 第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又 は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。
- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の晶名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援 等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長 に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

- 第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難い揚合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。
- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみ なす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報 収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災へリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

- 第11条 この協定に基づく応援等は、裸災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画 又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国 民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。
- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が鯵議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の 上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写し を交付するものとする。

平成27年3月31目

北海道 北海道知事

北海道市町会長 北海道市長会会長

北海道町村会 北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

資料 6-5 北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長(以下「甲」という。)と、積丹町長(以下「乙」という。〉は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

(目的)

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、士木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応(以下「応援」という。)を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、 雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。
- 2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、 土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

(応援の要請)

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

(応援の実施)

- 第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。
 - (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
 - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

(応援の内容)

- 第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備(資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等)
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

(費用負担)

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

(相互の情報交換)

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の 連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな 相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度 甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年5月31日

甲 北海道開発局長

乙 積丹町長

資料 6-6 災害時における被災車両等の移動に関する協力協定

災害時における被災車両等の移動に関する協力協定

積丹町(以下「甲」という。)と社団法人札幌地方自動車整備振興会余市支部(以下「乙」という。)とは、災害時における被災車両の移動に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、積丹町の区域内に地震、風水害その他の大規模災害並びに武力攻撃事態及び 緊急対処事態が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下これらを「災害時」という。)にお いて、甲と乙が相互に協力して被災車両を迅速に移動し的確な応急対策を実施するとともに災害 情報の共有と平常時からの防災意識を高めるために必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

- 第2条 乙は、災害時において甲から要請があった場合、次に掲げる事項について可能な範囲で協力する。
 - (1) 自走が困難となった車両の移動及び一時保管
 - (2) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - (3) その他可能な協力
- 2 乙は平常時において、会員事業所周辺で見聞きした異常現象などの情報を甲に提供するよう努めるものとする。

(協定事項の発効)

第3条 前条第1項に定める災害時の協力は、原則として甲が災害対策本部又は国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部を含む)を設置し、乙に対して要請を行ったときに実施する。

(費用負担)

第4条 この協定に基づく活動に要する費用は、乙の負担とする。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換する とともに平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(効力)

- 第6条 この協定の有効期間は平成20年3月31日までとする。
- 2 この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから解約等の意思表示がないときは 1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年7月13日

- 甲 積丹郡積丹町大字美国町船間48番地5 積 丹 町 長
- 乙 社団法人 札幌地方自動車整備振興会余市支部 支 部 長

資料 6-7 災害等の発生時における積丹町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

災害等の発生時における積丹町と北海道エルピーガス災害対策協議会の 応急・復旧活動の支援に関する協定

積丹町(以下「甲」という)と北海道エルピーガス災害対策協議会(以下「乙」という。)は、 積丹町の区域に災害等が発生し、又は発生するおそれがある揚含(以下「災害等の発生時」とい う。)における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を建め、次のとおり協定を締結する。

(用語の定義)

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1 項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法 律第112号)第2条第4項に定める武力攻撃災害及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。)により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

(協力体制の確保)

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条 の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行う ものとする。

(応急・復旧活動支援の範囲)

- 第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

(応急・復旧活動の支援要請)

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(災害対策本部会議等への参加)

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する積丹町災害対策本部会議、積丹町国民保護対策本部会議若しくは積丹町緊急対処事態対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

(応急・復旧活動支援の実施)

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

(費用の負担)

- 第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用(人件費は除く。)は、原則として甲が負担する。
- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うも のとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたとき は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

- 第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。
- この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成23年8月24日

- 甲 積丹郡積丹町大字美国町字船間48の5 積 丹 町 積丹町長
- 乙 小樽市稲穂2丁目22番4号 北海道エルピーガス災害対策協議会 現地本部長

資料 6-8 災害時協力協定

災害時協力協定書

積丹町(以下「甲」という。)と財団法人北海道電気保安協会(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において自然災害や重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、甲における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

(応急対策活動の内容)

- 第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。
 - (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
 - (2) 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
 - (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

(協力要請)

- 第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書を もって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を 提出するものとする。
 - (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
 - (2) 応急対策活動の内容
 - (3) その他必要な事項
- 2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

(実施報告)

- 第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
 - (2) 応急対策活動の内容
 - (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担と する。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議 して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年10月26日

甲 積丹郡積丹町大字美国町字船間48番地5 積丹町長

札幌市西区発寒6条12丁目6番11号 乙 一般財団法人 北海道電気保安協会 理事長

資料 6-9 大規模災害時等の連携に関する協定

大規模災害時等の連携に関する協定書

小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の各市町村(以下「甲」という。)と陸上自衛隊第11 旅団第11 特科隊(以下「乙」という。)は、災害(災害対策基本法(昭和36 年法律第223 号)第2条第1号に定める災害をいう。)に際して相互に連携し、迅速かつ円滑に災害応急対策を行い、各市町村民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

(平素における連携)

第1条 情報連絡体制の充実

甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、複数の情報伝達手段の確保 等、情報連絡体制の充実を図るものとする。

第2条 情報資料の収集・整理・共有

甲及び乙は、乙の災害応急救援活動が円滑に行われるよう、収集・整理した各種災害に係る各種 資料(地誌資料、災害発生予測に関する資料、住民避難予定地、ヘリコプター離発着場適地、活動 拠点適地等)を共有するものとするとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を交 換する等連携を図るものとする。

第3条 防災訓練、会議等への参加

- 1 甲及び乙は、甲又は乙が主催する防災訓練、防災に関する諸会議等に積極的に参加するものとする。
- 2 甲及び乙は、防災訓練を実施する場合は、効果的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練内 容の検証により必要に応じて災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策実施体制の整備等 を図るものとする。

第4 条防災関係資機材等の通知

甲は、乙の災害応急救援活動を円滑にするため、甲の保有する防災関係資機材等の保有状況を乙に通知するものとする。

(初動における連携)

第5条 初動対応

甲及び乙は、大規模災害発生時の初動において、次の事項により連携し、対応するものとする。

- 1 大規模災害の発生が予想される場合の対応
- (1) 甲は、大規模災害の発生が予想され、自衛隊に災害派遣を要請する可能性があると判断する場合、乙の迅速な災害派遣に資するため、速やかに災害等の状況、見通し等を乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前項の連絡に基づき、災害派遣準備を推進するとともに、甲及び乙の災害等の状況・ 見通し等の認識の共有を図るため、必要に応じて甲の災害対策本部が設置されている場所等に 連絡幹部を派遣するものとする。

2 大規模災害の発生が突発的な場合の対応

- (1) 甲は、災害の発生が突発的で、文書による要請が困難な場合においては、口頭又は電話等を用いる等、、時宜に適した手段をもって乙に要請するものとする。
- (2) 乙は、災害の発生が突発的で、災害応急救援活動が特に急を要し、通信の途絶等により、甲からの災害派遣の要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に部隊を派遣し、直ちに、人命救助を第一義とした災害応急救援活動を開始する。

この場合において、乙は速やかに甲との連絡を確保するため、連絡幹部を甲の災害対策本部が設置 されている場所等に派遣する等、甲との密接な連携の下に災害応急救援活動を実施するよう努める ものとする。

3 活動拠点の提供

甲は、乙が災害応急救援活動のために活動拠点を設置する必要がある場合は、乙と協議して、 当該活動拠点設置のための場所を乙に提供するものとする。

(災害応急対策活動における連携)

第6条 乙が実施する災害応急救援活動

災害派遣時の乙が実施する災害応急救援活動は、被災者の生命・身体の安全を守るための活動を 最優先で実施するものとする。

第7条 災害応急救援活動実施期間の調整

甲及び乙は、乙が実施する災害応急救援活動の実施期間、派遣の規模・内容等について継続的に 調整するものとする。

第8条 経費の負担等

- 1 災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急救援活動に要する費用は、次に 定めるものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別 に定めるものとする。
- (1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費用並びに記録に関する費用
- (2) 災害応急救援活動中に発生した賠償に係る費用
- 2 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及 び譲与等に関する省令(昭和33年1月10日総理府令第1号)」によるほか、その都度、甲と乙が 協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 協 議

この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を7通作成し、甲乙両署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年1月23日

甲 小柳 積積 古古 仁仁 余余 赤赤 神樽 丹丹 平平 木木 市市 井川川町町町町 町長 村村長 長 長 長 長 長 長 長 長

乙 陸上自衛隊第11旅団第11特科隊 隊長

資料 6-10 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

積丹町(以下「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下「防災協力協定」という。)に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

(目的・協働事業)

- 第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの 防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネッ トワーク接続された災害対応型自動販売機(電光掲示機能搭載型)を通して、次のサービスを提 供するものである。
 - (1) 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等(以下「情報」という。)の提供。
 - (2) 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時(以下「緊急時」という。)における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供(以下「商品提供」という。)。

(情報提供に関する事項)

- 第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。
 - 2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

(商品提供に関する事項)

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、 後日速やかに報告書(様式1)を乙に提出するものとする。

(災害対応型自動販売機の設置施設)

- 第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。
 - 2. 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は 甲が実費弁償するものとする。

(連絡先)

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

(甲の連絡先の表示)

名称	電話番号
積丹町総務課 (代表)	0 1 3 5-4 4-2 1 1 1

(乙の連絡先の表示)

名称	電話番号	
小樽事業所 (代表)	0 1 3 4-2 8-3 5 7 7	
本社総務部(夜間・休日/衛星携帯)	080-1017-0138	

(守秘義務)

- 第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密 を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限 りではない。
 - (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
 - (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - 2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び 乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年12月22日

- 甲 積丹郡積丹町大字美国町字船間48-5 積丹町長
- 乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号 北海道コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長

(別紙)

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定 第4条に基づく災害対応型自動販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の表示(積丹町)

設置施設名	所在地
積丹町役場(1階ロビー)	積丹郡積丹町大字美国町宇船間48-5
入江文具店(自動販売機コーナー)	積丹郡積丹町美国町船澗87-3

以上

資料 6-11 災害時における飲料水の提供に関する協定

災害時における飲料水の提供に関する協定書

積丹町(以下「甲」という。)と株式会社伊藤園(以下「乙」という。)とは、災害時における 飲料水の提供(以下「飲料水提供」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力)

- 第1条 甲が、災害対策本部を設置した場合において、甲から飲料水提供の要請があった時は、乙は、当該要請に協力するものとする。
- 2 乙は、その営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

(要請)

- 第2条 甲は、前条第1項の要請を文書により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

- 第3条 飲料水提供に係わる費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用の価格は、災害発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

(運搬)

- 第4条 飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力のうえ行うものとする。
- 2 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲は、この求めに応じるものとする。

(有効期間等)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意志表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度、甲乙 が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する ものとする。

平成24年12月27日

- 甲 積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地5 積丹町長
- 乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号 株式会社伊藤園 総務部長

資料 6-12 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

積丹町(以下「甲」という。)と株式会社共成レンテム(以下「乙」という。)は、甲の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「レンタル機材」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が保有するレンタル 機材一式をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、災害時において、レンタル機材を必要とするときは、乙に対して乙の保有する機材 の供給について協力を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいと まがないときは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力実施)

- 第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材の優先供給及び運搬に対する協力 に積極的に努めるものとする。
- 2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

(運搬)

第5条 機材の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。この場合において、甲は必要 に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第6条 前2条の規定により、乙が供給した機材のレンタル料及び乙が行った運搬の費用について は、甲が負担するものとする。この場合において、当該費用は、甲乙協議の上、適正価格を算出 するものとする。

(引渡し)

第7条 機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、機材 を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(実施に関し必要な事項等の決定)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲 乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意志表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を保有するものとする。

平成25年 月 日

- 甲 積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地5 積丹町長
- 乙 帯広市西18条北1丁目14番地 株式会社 共成レンテム 代表取締役社長

資料 6-13 災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書

災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書

積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の各町村(以下「甲」という。)と札幌地区トラック協会北後志支部(以下「乙」という。)は、甲の区域内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に定める武力攻撃災害(同法第172条第2項に定める緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に必要な物資の緊急・救援輸送に関して、次のとおり協定を締結する。

(輸送の要請)

- 第1条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明示して「緊急・救援輸送要請書」(別記第1号様式)により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
 - (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
 - (2) 応援を必要とする期間及び輸送区間
 - (3) 輸送品目及び数量
 - (4) 必要とする車両の車種ごとの数及び人員
 - (5) 物資の積み込み場所及び引渡し場所
 - (6) その他参考となる事項

(実施)

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、他に優先して乙に所属する輸送事業者を指定し(以下「指定輸送事業者」という。)緊急・救援輸送を行うものとする。

(報告)

- 第3条 乙は、緊急・救援輸送を実施した場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」(別記第2号様式)により報告するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 緊急・救援輸送を行った指定輸送事業者
 - (2) 輸送に従事した車両の車種ごとの数及び登録番号並びに人員
 - (3) 走行距離
 - (4) 輸送期間及び輸送区間
 - (5) 輸送品目及び数量
 - (6) 物資の積み込み場所及び引渡し揚所
 - (7) その他

(物資の運搬等)

第4条 甲は、第1条の規定により要請した物資等の引渡し場所に人員を派遣し、物資等を確認の 上、引き取るものとする。

(経費の負担)

第5条 甲が要請した緊急・救援輸送に係る運賃及び料金並びに実費負担額(甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下同じ。)は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及び料金を基準とし、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第6条 乙は、甲に提出した第3条の報告書により、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(事故等)

- 第7条 乙が使用する車両が故障、その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該 車両を交換して、その運行を継続しなければならない。
- 2 乙は、緊急・救援輸送に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

- 第8条 乙が実施した第3条の緊急・救援輸送により、自らの責任に帰する理由により甲又は第三 者に損害を与えたときは、乙はその賠償の責任を負うものとし、紛議が生じた場合は、早期解決 のため誠実に対応するものとする。
- 2 甲又は第三者に与えた損害の起因が明らかに災害による場合においては、甲が負担するものとする。
- 3 責任の所在が不明確な場合においては、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 物資の緊急・救援輸送に従事した者の責めに帰することが出来ない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状況になった場合は、指定輸送事業者が補償するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため事務担当者名簿を作成し相互に交換するとと もに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とし、その有効期間の満了日までに 甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは、有効期間の満了日の翌日から1 年問更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第12条この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

平成28年3月28日

甲 積丹町長

古平町 古平町長

仁木町 仁木町長

余市町 余市町長

赤井川村 赤井川村長

乙 札幌地区トラック協会北後志支部 支部長

資料 6-14 防災情報の共有に係る協定書

防災情報の共有に係る協定書

北海道開発局長(以下「甲」という。)と、積丹町長(以下「乙」という。)は、防災情報の共有 に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が所有する防災に係る情報(画像情報を含む。以下同じ。)を相互 に共有すること(以下「共有」という。)について必要な事項を定め、もって迅速かつ適確な防 災対策、状況に応じた施設の維持管理等に資することを目的とする。

(防災情報の共有)

- 第2条 甲及び乙は、次に掲げる場合を除き、それぞれが保有する防災情報を共有するものとする。
 - (1) 天災その他の事由により、次条第1項に規定する情報共有機器(この号及び次号において同じ。)に故障、異常等が発生し、又は次条第3項の規定により情報共有機器を使用できないとき。
 - (2) カメラの倍率変更等、保守、点検その他の管理のために情報共有機器を使用できないとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、防災情報を共有できないことについてやむを得ない事情があるとき。

(共有の方法)

- 第3条 防災情報の共有は、甲の所有する河川、道路等の公共施設管理用光ファイバ網(以下「光ファイバ網」という。)、防災情報共有サーバ等(以下「情報共有機器」という。)を使用して行うものとする。
- 2 情報共有機器を使用するに当たっては、甲の定める防災情報セキュリティポリシー実施手順に よるものとする。
- 3 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常等が発生し、又は情報の漏えい、滅失若しくはき損の おそれがある場合は、そのおそれがなくなるまでの間、情報共有機器の使用を停止することがで きる。
- 4 甲及び乙は、前項の規定により情報共有機器の使用を停止する場合は、あらかじめ相手方に通知するものとする。

(光ファイバ網への接続及び管理の特則)

- 第4条 光ファイバ網への接続に当たり、甲又は乙が整備する機器は別紙※のとおりとする。
- 2 光ファイバ網への接続機器は、別紙の分類に基づき、それぞれが管理するものとする。
- 3 この協定に定めるもののほか、光ファイバ網への接続機器の管理に必要な事項は、別に定める ものとする。

(情報共有機器の故障等における報告義務)

第5条 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常等が発生した場合は、速やかに相手方に報告する ものとする。

(情報共有機器の更新等)

第6条 甲及び乙は、情報共有機器の更新、改修等を行う場合は、あらかじめ相手方と協議するものとする。

(防災情報共有推進協議会等への参加)

- 第7条 乙は、甲が設置し、甲及び甲と防災情報の共有に係る協定書を締結した防災関係機関(以下「防災関係機関」という。)で構成する防災情報共有推進協議会(以下「協議会」という。)に参加するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この協定の締結時に協議会が設置されていない場合は、乙は、小樽 開発建設部長が設置する後志地方河川・道路防災連絡協議会に参加するものとする。

(権利等の帰属)

第8条 防災情報及びカメラを操作する権限は、当該情報及びカメラの所有者に帰属するものとする。

(防災情報の取扱い)

- 第9条 甲及び乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた防災情報を、自らのために使用することができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた防災情報を 公表し、又は変更、切除その他の改変をしようとする場合は、あらかじめ所有機関の承諾を得る ものとする。
- 3 前項の規定により承諾を得た場合は、協議会(第7条第2項の規定により後志地方河川・道路 防災連絡協議会に参加している場合は、当該協議会)に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた情報、情報共有機器の構成及び 情報管理に関する情報を漏らしてはならない。

(譲渡の禁止)

- 第11条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。 (協定の有効期間)
- 第12条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日まで に、甲又は乙のいずれから、この協定の改廃等について申出がないときは、同一の内容でさらに 1年間更新するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

(協定の解除)

- 第13条 甲及び乙は、相手方が次に掲げる各号に該当するときは、文書により相手方に是正を勧告し、当該勧告から2週間を経過するまでに是正されない場合は、この協定を解除することができる。
 - (1) 防災情報の共有を故意に怠ったとき。
 - (2) この協定の履行に関し、不正又は不当な行為があったとき。
 - (3) この協定の定めに違反したとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、この協定を解除することについてやむを得ない事情があるとき。

(協定に定めのない事項等)

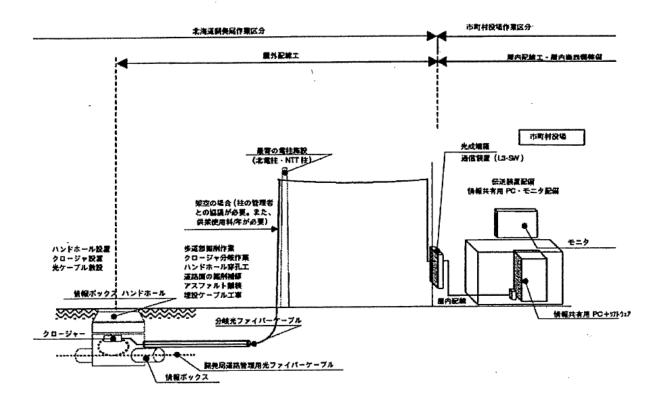
第14条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各々1通を保有する。

平成20年9月25日

甲 北海道開発局長

乙 積丹町長



資料 6-15 災害発生時における積丹郵便局と積丹町の協定に関する協定

災害発生蒔における積丹町内郵便局と積丹町の協力に関する協定

積丹町内郵便局(美国郵便局・野塚郵便局・入舸郵便局・余別郵便局以下「甲」という。)と積 丹町(以下「乙」という。)は、積丹町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙 が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

(定義)

第1条この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭湘36年法律第223号)第2条第1号 に定める被害をいう。

(協力要言青)

- 第2条 甲及び乙は、積丹町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた揚合は、相互に協力を要請することができる。
 - (1) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (2) 被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- (3) 甲が所有する車再を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供 (車両配備局に限る)
- (4) 郵便事業株式会祉の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(会議)

第4条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席する。

(訓練)

第5条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加する。

(経費の負担)

- 第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に 別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
- 2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により箪出するものとし、甲乙協議の上、 決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、脇力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 郵便局株式会社 美国郵便局長

乙 積丹町 総務課長

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成20年6月30日から平成25年6月29日までとする。ただし、甲又はこから書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年6月30日

- 甲 積丹郡積丹町大字美国町字船間98 積丹町内郵便局 代表 郵便局株式会社 美国郵便局長
- 乙 積丹郡積丹町大字美国町字船間48

代表 積丹町長

資料 6-16 北海道広域消防相互応援協定

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 21 条に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のと おり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等 の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

- 第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。
- 2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。
- 3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
 - (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
- 4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
 - (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(応援の種別)

- 第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 陸上応援消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊(情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。)による応援
 - (2) 航空応援回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊(以下「航空隊」という。)による応援

(応援隊等の登録)

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊(以下「応援隊」という。) 並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

- 第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等(以下「要請側」とい
 - う。) の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。
 - (1) 陸上応援要請
 - ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除 く。)

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- 2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

- 第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。
- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

- 第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。
- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

- 第 10 条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。
 - (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当

- (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)
- 2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
- 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

- 第 11 条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。
 - (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この規定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町村において各1通を保有する。

平成3年2月13日

附 則(平成6年7月25日締結)

この協定は平成6年8月1日から施行する。

地域	構 成 市 町 等 (注 道央以外の地域については、略)
	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、
24 111 5	歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろ
道央地域	く消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組
	合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空
	知消防組合

平成 26 年 12 月 策定 平成 29 年 3 月 修正

> 積丹町地域防災計画 (資料編)

平成 29 年 3 月

発 行:積丹町防災会議

問い合わせ先: 役場総務課

電 話: 0135-44-2112 FAX: 0135-44-2125